

3月26日

○議長（玉利道満君） これから本日の会議を開きます。

（午前9時52分開議）

○議長（玉利道満君） 会議は、お手元に配付してあります日程により議事を進めますが、執行部より、昨日の質疑答弁に修正の申し出がありましたので、これを許します。

○建設部長（葦町芳郎君） おはようございます。昨日の18号議案、里山議員の繰越しに関する質問に対する答弁の中で、12棟、8棟、4棟と申し上げましたが、棟ではなくて1戸、2戸の「戸」のほうに訂正をお願いいたします。

おわび申し上げます。

○議長（玉利道満君） 以上のとおり修正を許可します。

○議長（玉利道満君） 日程第1、議案第13号 始良市旅館・ホテル施設誘致促進条例制定の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 総務委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（上村 親君） 登 壇

おはようございます。ただいま議題となりました議案第13号 始良市旅館・ホテル施設誘致促進条例制定の件につきまして、総務常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、3月11日、21日に開催し、関係職員の出席を求め、審査いたしました。

現在、始良市企業立地促進条例により本市の新たなまちづくりを進めており、合併以降、既に8社の進出が決定しています。一方、本市に不足している多目的ホールを備えた宿泊施設についても、誘致の促進を図っていますが、現在のところ進展がない状況です。

そのため、今回新たな条例を定め、必要な助成措置等を行うことで、本市への旅館・ホテル事業者の早急な進出を図ることにより、市民の利便性に資するものです。

助成内容は、旅館・ホテルの建築費及び用地取得費にかかる経費の30%に相当し、企業立地促進条例の補助金を上回る1億円を限度に交付する建築費等補助金、地元雇用者の数に応じて500万円を限度に交付する雇用促進補助金、固定資産税及び都市計画税に相当する額、年間1,000万円を限度に3年間奨励金として交付するもので、最高限度額は1億3,500万円とするものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、補助金の交付要件に雇用者数5人以上とあるが、正規職員だけか、パート職員も対象になるのか、また建築費補助金は新築だけか、改修費は含まれないのか。

答弁、常時雇用者ということで、期限付きのパートの方は対象になりません。雇用保険の対象になる方は、常時雇用される者として捉えております。また、床面積400m²以上の多目的ホールを有すること、床面積200m²の会議室を有するものであれば、改築も対象になるものと考えます。

質疑、3年間という期間は短いと思うが、3年後に条例改正が行われるのか。

答弁、早急な誘致が必要ということで、3年間という期限を切っています。期限内に申請があり、着手することが確実な場合には、市長の認定により補助の対象とすることができることとなります。現時点では、3年間で誘致することに努力する考えであります。

質疑、第2条第4項に「事業開始時に市内に住所を有するものまたは事業開始後1年の間に新たに市内に住所を有すること」とあるが、1年間でいいのか、早いほうがいいのではないのか。

答弁、転入後1年ということは、課税が発生いたしますので、転入後1年後に補助金を交付することになっています。転入後1年たたないと企業は補助金申請ができないことになっています。

質疑、第10条「市長は必要があると認めるときには、職員に調査もしくは立入検査をさせることができる」となっているが、実際にできるのか。

答弁、補助金を支払う以上は、このような文言を入れることが可能であると判断しております。補助金の交付要綱に合致しているかの確認はできるものと思っています。例えば、面積、雇用人、違法な営業等の立入検査を考えています。

質疑、建築費は通常どれぐらいかかるのか。1億円とした根拠を示せ。

答弁、全国の条例を参考にしますと、1億2,000万円もありますし、過去には2億円というのもあったようです。財政当局とも話をして、1億円というのが限度ということになりました。建築費については、ビジネスホテル（100室）においては3億円、ベッド等の備品を加えると4億円以上になると聞いております。それに多目的ホールを加えると、それ以上の投資になると思います。

質疑、多目的ホールの条件がネックだと思うが、市としては多目的ホールの設置を重点に考えているのか。市としての協力はどのような考えか。

答弁、多目的ホールの条件がなければ、進出は早いものと思っています。これを取ってしまえば、既存の施設もありますので、条例を設ける必要はないものと思っています。多目的ホールの施設ができたならば、市としては最大限の利用協力はしなければならないと考えています。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第13号 始良市旅館・ホテル施設誘致促進条例制定の件については、出席委員の全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

○24番（堀 広子君） 私は、議案第13号の始良市旅館・ホテル施設誘致促進条例制定の件について討論に参加いたします。

進出企業に対しまして、用地取得費や雇用促進補助金等の支援を行う企業立地促進条例が、平成22年に制定されましたが、旅館・ホテル施設のある企業誘致が進まないために、今回新たな助成措置を行うものでございます。

内容は、1億円を限度とする建設費等の補助金、それから500万円を限度とする雇用促進補助金、

奨励金として年間1,000万円を限度に3年間交付するもので、最高限度額が1億3,500万円にもなりません。

私は、企業誘致そのものは市内経済の活性化、雇用の創出、税源の拡大などのために必要と認識しております。しかし、助成金を用意して企業の進出意欲を誘導する、このような手法は予算の効率的運用の観点からは不適切であると考えます。

市民の皆さんから寄せられた税金を、1億3,500万円も大企業に投入するお金があるのなら、市民の切実な願いとなっております国保税の引き下げや子ども医療費助成の拡充、保育料の軽減、そしてさらに、地域経済活性化として波及効果の高い住宅リフォーム助成など、こういったものに税金を投入することを求めるものであります。負担増にあえぐ市民の暮らしを守り、命を守る政治こそ大切な税金を投入すべきと考えます。

以上、申し上げ、反対の討論といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第13号は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第2、議案第14号 始良市新型インフルエンザ等対策本部設置条例制定の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第14号 始良市新型インフルエンザ等対策本部設置条例制定の件について、市民福祉常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

当委員会では、3月の6日、8日に委員会を開催し、関係職員の出席を求め、審査しました。

国は、病原性の高い新型インフルエンザや新感染症が発生した場合、多くの人命が失われるおそれがあるため、発生した場合に備え、国民の生命及び健康を保護し、国民生活と経済に及ぼす影響が最小となることを目的として、新型インフルエンザ等特別措置法を平成24年4月27日に制定しました。

この法律では、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言後、直ちに市町村も対策本部を設置することが義務化され、対策本部に必要な事項は条例で定めることになっていることから、対策本部に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

主な質疑は次のとおりです。

質疑、緊急事態が宣言されると、人の移動はできなくなるのか。

答弁、緊急事態措置を実施すべき区域は、原則として都道府県単位で指定されますが、最初の段階

では、人が集まるような映画館や催し物などの自粛を要請することを国は考えているようです。

質疑、接種の優先順位を政府の対策本部は決定する案を示しているが、全国民分のワクチンを製造するのに優先順位を決めるのはなぜか。

答弁、国は、全国民分のワクチンを製造することにはしていますが、製造開始から供給可能まで6か月程度の期間を要するとされています。このことから、国民が生活する上で支障がないように、医療関係者、電気・ガスなどの業務に携わる人を特定接種と位置づけ、先に接種することを考えています。その後、随時接種をしていくことになると思います。具体的なことは、6月ごろ国が公表する予定の行動計画で示されますが、それに基づき県が作成し、市は県の行動計画に基づき作成することになります。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第14号 始良市新型インフルエンザ等対策本部設置条例制定の件については、出席委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第14号は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第3、議案第15号 始良市子育て基本条例制定の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 登壇

ただいま議題となりました議案第15号 始良市子育て基本条例制定の件について、審査の経過と結果について報告します。

当委員会では、平成25年3月7日、8日、21日に委員全員出席のもと、教育部長以下関係職員に出席を求め、審査いたしました。

本条例は、平成23年度に策定された始良市教育振興基本計画に基づいて、平成24年度に、家庭や学校、地域社会、事業所など、社会全体の協働による子育て・人づくりについて、「『始良っ子』子育て審議会」を設置して協議を重ね、社会全体で子育て・人づくりについて理念を共有し、それぞれの

立場で協働してかかわっていくために、子育て・人づくりに関する条例を制定するものです。

条例の内容は、子育てにおける教育理念を明確にするとともに、子育て・人づくりに、家庭、学校、地域社会、事業者、行政など、各部門における役割と責任について明文化してあります。なお、県下で初の子育て基本条例の制定であります。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、始良市子育て基本条例についての広報はどのように行うのか。

答弁、市の広報紙、PTA新聞、学校だより、PTA総会での広報を考えております。さらに、鹿児島県で初の条例になりますので、マスコミの報道もあると思います。

質疑、鹿児島県ではじめての条例ということであるが、県外では条例を制定しているところがあるのか。

答弁、先進地としては、岡山市、名古屋市などがあります。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、意見として次のようなものが出されました。

鹿児島県ではじめての条例であり、始良市子育て基本条例を生かすためにも、二度と不祥事がないよう努めることを強く要請するとありました。

採決の結果、議案第15号 始良市子育て基本条例制定の件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（田口幸一君） しっかり手を挙げてるんですよ。

それでは、質疑をいたします。

鹿児島県で、下から2行目、はじめての条例であり、始良市子育て基本条例を生かすためにも、二度と不祥事がないよう努めることを強く要請するとありましたと、同僚議員の一般質問にもありましたが、学校は上げませんが、市内のこの近くの旧始良町で体罰があったとか、また素行のよくないというようなことが明らかになりました。

そのようなことを踏まえて、この文言が書かれたと思うんですが、何かほかにあったら産業文教委員会の審査の中で、それをお知らせください。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 答弁いたします。

ただいまの件につきましては、一般質問のあった後に、もう一回所管委員会として確認するために関係者を呼びまして議論を行いました。一般質問で出た以上のことは出ませんでした。

以上です。

○5番（田口幸一君） 今、明らかになったんですけど、関係者を委員会に呼ばれたということですが、その模様がもしよかったら教えてください。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 関係者といたしますのは、教育部長とそれから次長の、それともうひと方、係の方でしたけれども、3名の方をお呼びしまして、一般質問であった事実関係を詳し

く聞いたわけでございます。内容につきましては、先ほど申しましたように、一般質問でやりとりが行われたことと、ほぼ同様のことでした。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第15号は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第4、議案第16号 始良市職員団体の登録に関する条例制定の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（上村 親君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第16号 始良市職員団体の登録に関する条例制定の件につきまして、総務常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、3月11日、21日に開催し、関係職員の出席を求め、審査いたしました。

本件は、本年4月1日付の始良市公平委員会の設置に伴い、地方公務員法第53条第1項の規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものです。

主な制定内容は、職員団体の登録及び規約等の変更または解散の届け出に要する事務手続を定めるものです。なお、施行期日は平成25年4月1日ではありますが、経過措置として、始良市から公平委員会の事務の委託を受けた鹿児島県人事委員会の登録を既に受けた本市にかかる職員団体については、改めて登録申請の必要のないことを規定しています。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、第6条「登録の効力停止及び取り消しの通知」と、第7条「委任」について説明をせよ。

答弁、法第53条第6項の規定は、職員団体でなくなった場合の届け出になりますので、第6条を使うことはないと思います。公平委員会との関連でいうと、登録団体でなくなった場合は、交渉事はできなくなることになります。第7条については、4月1日施行に向けて先進地の例を参考に、規則の制定を進めているところです。

質疑、職員労働組合の登録に関して説明をせよ。

答弁、職員組合に登録できないのが、管理職と消防職員です。また、市の重要な施策に関するポストに携わる者も加入できません。職員組合の加入者は、およそ490名が加入していると思われます。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第16号 始良市職員団体の登録に関する条例制定の件については、出席委員の全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第16号は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第5、議案第17号 始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（上村 親君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第17号 始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件について、総務常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、3月11日、21日に開催し、関係職員の出席を求め、審査いたしました。

本件は、昨年12月の第4回定例会で議決しました始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に伴い、関係条例を整備する必要があるため、本条例を制定しようとするものです。

主な内容は、始良市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、育児休業等に関する条例、給与に関する条例、技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等について、任期付職員に関する条項等を改正しようとするものであります。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」という文言を入れる理由を示せ。

答弁、勤務時間、休暇等に関する条例においては、今まで再任用短時間勤務職員のことがかうたわれていましたが、任期付職員の採用等に関する条例を施行するにあたって、再任用短時間勤務職員と任

期付短時間職員の条件が同じになったので、ここで一つにまとめたということです。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第17号 始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件については、出席委員の全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第17号は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第6、議案第19号 始良市報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（上村 親君） 登壇

ただいま議題となりました議案第19号 始良市報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例の件について、総務常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、3月8日、21日に開催し、教育部保健体育課、総務部総務課の関係職員の出席を求め審査いたしました。

現在、始良市立学校給食センターについては、再任用職員を所長として配置しています。所長の業務は、調理・配送の指導、衛生管理、諸検査の確認、給食の管理、物資購入、給食運営委員会の企画、地産地消の推進等、多岐にわたり、検食や非常時の対応の面からも責任者としてセンターに所長が継続的に常駐する必要があります。

しかし、再任用職員の任用期間は1年間としており、今後の所長のあり方として一時的な再任用職員の職務としてではなく、市の非常勤職員として位置づけるため、所要の改正を行うものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、今回の条例改正後、実際に給食センター所長に支払う報酬の額は、幾らになるのか。

答弁、現在の再任用職員に対しては、年額240万7,152円を支給しています。今回の非常勤職員に対しては、月額23万円（年額276万円）を支給いたします。再任用職員よりも出勤日数が多いことから、

その点を加味しております。また、一般の再任用職員と比較し、仕事の重要性からして同等以上と考えています。

質疑、再任用職員は週4日勤務（2日は半日勤務）で、非常勤職員の勤務は週5日となるが、再任用職員より報酬が下がることはないのか。

答弁、再任用職員は給料表を使用していますので、一般職員と同じように下がる可能性もあります。今回、23万円以内としたのは、再任用職員の給料が下がったときに、その差額が広がり過ぎた場合に調整する意味で「以内」としてしております。週4日としていますが、原則31時間以内の勤務で調整しています。

質疑、給食は命にかかわる問題でもある。重大な責任の重さからすると、非正規職員ではなく正規の職員を置くべきではないか。行財政改革以前の職務の重要度から判断すべきではないか。

答弁、現在、蒲生・加治木においては、事務職の正規職員1名、再任用職員1名の2人体制になっております。再任用職員も地方公務員法第28条の4の規定による職員でありますので、定数内に入らない職員になります。今回の非常勤職員は、地公法第3条の「特別職」に該当いたしますので、臨時的な職員ではなく、責任ある職員ということであります。再任用職員制度は、旧町で行っていた制度をそのまま引き継いだものです。

質疑、非常勤職員と正規職員の職務の区分はどのようにしているのか。要綱等はないとのことであったが、人事異動もあり管理職もかわるが、その時々の人判断では、基準が変わるのではないのか。基準はどうなっているのか。また、今後はどうするのか。

答弁、要綱はありませんでしたが、再任用職員ということで服務を行っております。今回条例が通りましたら、教育委員会の非常勤職員についての項目の中に、非常勤職員という形の中でセンター長の職務を改正し、要綱の中で対応したいと思っております。給食センターの規則がありますが、その中では職員として記載されており、非常勤職員という言葉は出てきませんので、条例が通りましたらそれに基づいて、規則や非常勤職員の中にセンター長を位置づけて対応できるよう早急に規則等の改正を行い、4月1日施行といたします。

質疑、非常勤職員の選任については、どのような考えを持っているのか。

答弁、業務の経験がある方を人選したいが、あくまでも市長の権限です。職員上がりの方が候補に上がるのではないかと思います。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第19号 始良市報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例の件については、出席委員の全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対の方の討論を許します。

○19番（神村次郎君） 反対討論です。

学校給食センター所長の業務は、調理・配送などの指導、衛生管理、諸検査の確認、給食費の管理、物資購入、給食運営委員会の企画、地産地消の推進などの多岐にわたる検食や非常時の対応の面からも、責任者として継続的に常駐する必要があるということで、議案説明がなされました。

そのとおりであります、議案説明のとおり重要な職務であり、また責任の重さから非正規の職員ではなく、正規の職員を配置すべきであります。

また、市で長期的に雇用している臨時非常勤職員のいる職場は、職員が必要な職場であります。本来、非正規ではなく正規職員を配置すべきであります。

以上、反対討論です。

○議長（玉利道満君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○16番（東馬場 弘君） 私は、賛成討論させていただきます。

非常勤職員は、常勤職員の4分の3を勤務する職員と位置づけております。これは、国の人事委員会の中の規則の中でも示されております。例えば、幼稚園の園長先生も非常勤職員であります。園長先生の場合は、夏休みや冬休みなどの期間において、日数を調整しながら重責をお願いしております。

このようなことから、再任用職員は任期が1年となっており、1年1年で所長が変わることになります。こういうことのないようにできれば、何年か続けてくる形をとってほしいという観点から、非常勤職員のこの条例については賛成といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第19号は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第7、議案第23号 始良市簡易水道事業等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 登壇

ただいま議題となりました議案第23号 始良市簡易水道事業等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は、全委員出席のもと、3月6日、7日、8日、21日の4日間開催し、関係担当職員の出席を求め、審査をいたしました。

本件は、給水区域を変更するものですが、この給水区域の変更に至るまでの経緯は次のとおりです。
平成23年2月に中野地区簡易水道に対して、霧島市隼人町小浜小牧地区から給水の要望があったことを受け、8月に霧島市との間に公の施設の区域外設置に関する協議書を締結しています。さらに、平成24年2月に霧島市から始良市への給水に関する協議書を締結し、3月には、法に基づき、中野地区簡易水道事業変更認可を鹿児島県知事より受けています。

これにより、平成24年度で小牧地区への配水管布設工事と、霧島市水道から中野地区簡易水道への給水のための送水管布設工事を実施しています。

そこで、3月末から当該地域への給水を開始することに伴い、この条例別表第1に規定している給水区域、「始良市大字加治木町日木山の一部」を「始良市大字加治木町日木山及び霧島市大字隼人町小浜の一部」に改正するものです。

質疑については、特に報告するものはございませんでした。

次に、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第23号 始良市簡易水道事業等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（田口幸一君） この条例については、以前にも協議がなされ、協議が整っておりますが、委員会で現地調査をされたと思うんですが、水源はどうなっておりましたか。水源はやったり、とったりということで、これが足りるのかどうか、現地調査をされたかと思うんですが、そこを教えてください。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 今回の簡易水道のこの件につきましては、現地調査を行っておりません。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第23号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第23号は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第8、議案第24号 始良市さえずりの森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 登壇

ただいま議題となりました議案第24号 始良市さえずりの森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会では、平成25年3月6日、8日、21日に委員全員出席のもと、農林水産部長以下担当職員に出席を求め、審査いたしました。8日には、現地調査も実施しております。

さえずりの森は、平成24年度事業として鹿児島県地域振興事業を活用して、平成6年度に建設されたミニバンガロー20棟のうち、11棟を林間広場等に移転し、オートキャンプやバーベキュー等に利用できる新たな施設として整備を実施しています。これらの施設の完成に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容の主なものは、第7条の施設にオートキャンプサイト（ミニバンガロー付）、用具にバーベキューセット（網、コンロ、火ばさみ）を追加し、別表にオートキャンプサイト（ミニバンガロー付）の使用料について、1区画1泊につき4,200円を追加し、用具のガスコンロ（炊事棟備え付け）を削除するものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、ミニバンガロー移設後の使用料金が4,200円とあるが、理由を説明せよ。

答弁、事業費が3,100万円であり、15年間使用するとして、バンガロー等は年間約44日使用されていることから算出しています。また、施設の利用については、スポーツ少年団等使用しています。料金については標準的な金額となります。

質疑、ガスコンロを削除する理由を示せ。答弁、このガスコンロは炊事棟に備えつけられたもので、壊れて使えない状態です。炊事棟では薪を使ってご飯を炊いたりするようになっているので削除しました。

以上で質疑を終結し討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第24号始良市さえずりの森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第24号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第24号は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第9、議案第37号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（上村 親君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第37号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件について、総務常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は3月11日、21日に開催し、関係職員の出席を求め審査いたしました。本件は平成22年12月に議決し策定した始良市過疎地域自立促進計画について一部変更を行うにあたり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。過疎地域自立促進計画の変更にあたっては、あらかじめ県と協議を行った上で議会の議決を受けることが同法に規定されていますが、県とは既に協議を終えております。今回の変更の主なものは観光ルート整備事業として掛橋坂整備事業、竹林整備支援事業、蒲生秋祭り事業、商店街活性化事業として共通商品券発行、イルミネーション設置補助、トライアルショップ制による起業育成補助、カモコレ実施事業、住宅用太陽光発電設置事業補助の追加などであります。

主な質疑を申し上げます。

質疑、掛橋坂の整備事業は教育委員会との絡みも出てくると思うが、その対応はどうなるのか。答弁、文化財の認定がされれば教育委員会が整備し、そうでなければ蒲生総合支所または企画のほうで整備を進めることとなります。

質疑、カモコレ実施事業は観光に入るのではないかと、なぜ過疎地域自立促進特別事業なのか、カモコレの活動について説明せよ。答弁、カモコレに補助金を出す意味を考えたとき、これは地域活性化ではないかという結論に達しました。蒲生地区が今活発に動くのは、人が動くマンパワーであります。これに補助金を出すことで地域活性化につながると判断いたしました。カモコレは今まで6回開催されています。当初は県の基金事業で開催され、地域の方々が自分でできる活動を通して体験しながら蒲生を知ってもらうことと、地域振興を目的として県内に呼びかけ実施しております。30通りのメニューがあり、まち歩きや、みそ造りなど期間を限定して実施しております。パンフレットを作成してPRをするのですが、この資金がありません。メニュー項目を原価に近い価格で事業実施されていますので補助するものであります。

質疑、住宅用太陽光発電設置事業補助について説明せよ。答弁、補助上限を10万円にしまして、それを始良市全体で行います。始良市のみ業者限定するという議論もありましたが、市民の間ではインターネットで業者を選択するのが話題になっていますので逆に拘束するほうがやりにくいと思っています。地元業者の育成の視点からではなく太陽光の再生可能エネルギーの活用というのが目的で

あります。

以上で質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第37号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件については、出席委員の全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第37号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第37号は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第10、議案第1号 平成25年度始良市一般会計予算を議題とします。本案はそれぞれの所管の常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について各常任委員長の報告を求めます。

○議長（玉利道満君） まず総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（上村 親君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第1号 平成25年度始良市一般会計予算のうち総務常任委員会に付託されました所管部門について、委員会は3月6日、7日、8日、11日、21日に開催し、関係職員の出席を求め、現地調査を含めて審査しましたので、その主なる経過と結果について報告いたします。

まず議会費について申し上げます。議会費の主なものには議会報酬等関係経費、議員等研修事業費、議会広報事業及び会議録作成事業の反訳に関する経費です。昨年度と比較し174万8,000円の増額の主なる理由は議会職員人件費及び議員報酬等関係経費の増によるものです。歳入はありません。特に報告するような質疑はありませんでした。

次に、総務部総務課について申し上げます。一般管理費の主なものには特別職及び職員の人件費のほか職員研修費、職員福利厚生費、本庁・出張所の関連経費、文化会館維持管理費及び行政連絡員関連経費等に要する経費の計上です。主な歳入は（款）諸収入の総務雑入、簡易郵便局取扱委託金・後期高齢者医療広域連合事務局派遣職員人件費等です。

質疑、安全衛生委員会の開催8か所はどこで実施しているのか。産業医の面接指導とはどのような

内容か。答弁、7つの安全衛生委員会、3庁舎と消防署、水道事業部、環境施設課、教育委員会と統括する安全衛生中央委員会で8つの委員会を立ち上げました。本庁では昨年3回会合を行いました。本年度も引き続き毛利先生に産業医をお願いすることとしており、健康診断後の健康相談をお願いしています。メンタル面での指導は鶴戸先生をお願いすることにしています。

質疑、市民歌制定委員会の詳細を示せ。答弁、4月中旬に庁内会議を行い方向性を決め、委員の構成メンバーを決めてなるべく早くスタートをさせたい。25年度から26年度にかけて市民歌作成を行い、27年4月の5周年記念に合わせて発表したいと思っています。音頭や踊りのことも出てくるでしょうし、2年の間にとっています。県内の市民歌をつくっている市を参考にしながら検討をしていきたい。

次に、秘書広報課について申し上げます。総務管理費、一般管理費の秘書関係経費の主なものは市長公用車運転手賃金及び市長交際費の計上です。また文書広報費の主なものは広報紙の発行、ホームページの管理運営に要する経費及び文書管理等の事務に要する経費の計上です。主な歳入は（款）諸収入、総務雑入、有料広告掲載料です。

質疑、市長杯の優勝カップは申請をすればもらえるのか。また、規程があるのか。申請がたくさん出ると困るので規定を設けるべきではないか。答弁、ちびっこサッカーやバスケットボールは文書をもって申請をしていただき、決裁をもらって執行します。規程は設けておりませんが経緯を見ながら検討していきたいと思います。

次に、財政課について申し上げます。財政管理費は予算及び決算の調整並びに地方公会計制度導入に要する経費、財産管理費は始良庁舎、普通財産、公用車等の維持管理に要する経費の計上です。主な歳入は（款）地方交付税の普通交付税、（款）市債の臨時財政対策債、（款）財産収入の土地建物貸付収入交番敷地等です。

質疑、財政調整基金繰入金と減債基金繰入金が前年度と比較して大幅に増額になっているが説明せよ。答弁、当初予算を組むときは大きな歳入である地方交付税や市税などの財源を100%過大に見込むのは危険ですので、財源不足を補うために基金繰入金を予算計上しています。総合計画に基づき投資的な事案を実行する段階となり歳出額も昨年度当初と比べまして大きくなっていますので、その分一般財源も必要になっており予算措置をしている状況であります。

質疑、地方交付税が前年度より1億円増額されている根拠を問う。答弁、地方交付税のうち特別交付税を1億円増額計上しました。特別交付税は災害などの特別な財政事情を勘案して交付されるもので、特に過大な見積もりを避けるべき歳入予算ですが、近年の交付実績に基づいて増額しました。

次に、危機管理課について申し上げます。交通安全対策費は交通事故防止と円滑な道路交通を確保するための安全施設整備や交通教育の普及促進など事故防止対策を推進する経費、防犯対策費は市民の生活安全を確保するための生活安全相談員に伴う経費と防犯対策を積極的に推進する防犯関係団体への負担金及び補助金、また、児童生徒の通学の安全を確保するため、通学路防犯灯設置にかかる費用の計上です。また、平成25年度、始良市全域を網羅する防災行政無線が整備されることから、始良市として初めての始良市総合防災訓練を実施する経費の計上です。主な歳入は（款）（項）（目）（節）交通安全対策特別交付金等です。

質疑、始良地区交通安全協会建設費補助金1,000万円は全体事業の何%になるのか、市の補助規定に照らし合わせるとどうなるか。答弁、この補助金につきましては、現在の交通安全協会をつくる際には溝辺町を含めた四町で1,500万円を出しております。建設費の36%ぐらいになります。今回は

3,500万円くらいと聞いておりますので30%の補助としております。基準はありませんので前回は参考にしながら1,000万円という数字を出したところであります。協会からも前回に見合った補助をという申し出はありました。

次に、税務課について申し上げます。税務総務費は税務職員人件費、委員会等関係経費及び管理等に要する経費で、平成25年度は3年に1回の固定資産評価がえの年であり、固定資産評価業務等委託費等の計上です。主な歳入は(款)市税、(目)個人市民税の現年課税分、(目)固定資産税の現年課税分、(款)(項)(目)(節)地方消費税交付金等です。

質疑、土地鑑定評価業務委託料2,097万9,000円はどのようにして執行するのか。答弁、始良地区が197か所、加治木地区が142か所、蒲生地区が31か所の合計370か所の評価を予定しております。これに関しては不動産鑑定士にお願いしまして、鹿児島県不動産鑑定士会に委託をしております公正な評価をしていただいていると考えています。蒲生地区においては、まだ路線価方式を導入しておりませんので、27年度に向けて路線価方式を導入して統一的な評価をしたいと思っております。

質疑、始良市においては住宅建設が進んでいる状況にあるが、なぜ固定資産税は減収なのか。答弁、新築の家屋は始良市においては非常にふえています。鑑定士と話をすると、土地開発をしてそれが売れているのは始良市ぐらいですと言っています。ただし評価がえは3年に1回なので、その評価がえの割合が大きくなります。家屋の場合は人が住んでいると2割までしか下がりません。固定資産に関しては評価がえによって上がったたり下がったりします。

次に、収納管理課について申し上げます。賦課徴収費の主なものは収納一般管理費、収納強化対策事業、税務滞納事務電算管理事業の計上です。主な経費としましては臨戸徴収を行っている臨時職員の賃金、県外、今年度は関東、九州方面です。県内の滞納者への臨戸徴収、実態調査、差し押さえ等の普通旅費、滞納指導官の報酬、公売予定地の不動産鑑定手数料の計上です。主な歳入は(款)市税、(目)個人市民税の滞納繰越分、(目)固定資産税の滞納繰越分等です。特に報告するような質疑はありませんでした。

次に、会計管理部について申し上げます。会計管理費は一般会計及び特別会計の収納事務手数料の中に、今年度から納付環境の整備として新たにコンビニエンスストア収納手数料を計上。その他支払い事務、支出命令書の審査事務等に要する経費の計上です。歳入はありません。特に報告するような質疑はありませんでした。

次に、選挙管理委員会について申し上げます。選挙費は平成25年7月28日任期満了の参議院議員通常選挙及び平成26年3月22日任期満了の農業委員会委員選挙にかかる経費並びに平成26年4月24日任期満了の市長・市議会議員選挙にかかる経費の一部の計上です。歳入は(款)県支出金の選挙費委託金、参議院議員選挙委託金です。

質疑、投票用紙読取分類機本体293万9,000円は本年も1台購入しているが、どれぐらいの時間短縮ができるのか。答弁、前回スタッカーの段数が28段あるものと読み取り機を購入しました。今回は読み取り方法が2方向ですむ反転機が開発されましたので、それとスタッカーを増設するための購入費を計上しました。時間的な短縮については把握していませんが開票作業の人員削減にはつながるものと思います。

次に、監査委員会について申し上げます。監査委員費は監査委員の活動経費と経常事務費及び職員人件費の計上です。主なものは4月に日置市で実施予定の鹿児島県各市監査委員及び事務局長会の定期総会及び研修会、5月に北九州市で実施予定の九州各市監査委員及び事務局長会の定期総会及び研

修会等の旅費と費用弁償の計上です。歳入はありません。特に報告するような質疑はありませんでした。

次に、企画部情報政策課について申し上げます。情報管理費は住民基本台帳、市税及び福祉等の各種電子計算システム全般の安定・確実な運用により、住民サービスと事務効率の向上改善を図るとともに、システム並びに関連機器の維持管理に要する経費の計上です。歳入はありません。

質疑、基幹業務システムについては行政システム九州ということであるが、その他の業務についてはどこの業者に委託するのか。答弁、他の業者につきましても地域イントラネット事業は富士通エフサス、行政手続オンライン化事業は県下で一緒に業務をやっていますので鹿児島頭脳センターに県下全市町村で委託しております。機器類の賃借については町村会の共同調達で全件そのつど入札をして落札した業者に委託しております。GIS地図システムについては久永情報マネジメント株式会社です。

次に、商工観光課について申し上げます。商工振興費の主なものは3商工会合併記念としてのプレミアム商品券実施や商店街活性化対策のほか、商工会育成補助金、特産品協会補助金や各種イベント等に対する補助金により地域活性化を図っています。また、企業誘致及び企業立地を進めるために必要な経費、特に企業立地促進補助金のほか、ふるさとハローワーク設置関係経費の計上です。観光費の主なものは、あいらびゅー号運行に要する委託料、霧島錦江湾国立公園の指定に伴い、ミニビジターセンターが建設されるための重富海岸整備事業、ご当地グルメフェア普及拡大を図る第2回目のあいらん家うまいもんフェスタ2013を開催し、県央始良の立地を生かした県内最大級の食の祭典を開催するのに要する補助金及び観光施設の維持・PRに要する経費等の計上です。歳入の主なものは(款)使用料及び手数料の保健衛生使用料、くすの湯使用料、(款)市債の商工債、重富海岸整備事業等です。

質疑、商店街活性化事業補助金の申請数をどれぐらい見込んでいるのか、イルミネーションの補助については対象団体を絞っているのか。答弁、商店街活性化事業の空き店舗につきましては、商店街を形成している通り会とか、半径50mぐらいの間に5店舗以上あるような商店街の空き店舗に半年以上使われていないお店を起業されるときに補助しようということ。1,260万円の内訳が空き店舗のほうで360万円、イルミネーション事業のほうで900万円です。空き店舗のほうも家賃によって違いますが、最高額10万円のときが仮に2店舗あったときが240万円、そして5万円のときが2店舗で120万円になります。イルミネーションにつきましては900万円ということで通り会や商店街に実施するときは情報を流し、申請していただいてその中から選考することになります。申請の内容で金額もいろいろだと思いますが、900万円のうち1席最高500万円として補助をしたい。

質疑、今回は重富海岸整備事業の用地取得予算が主な計上であるが、付帯施設の事業計画はどのように進めてゆくのか。答弁、平成25年度は用地の取得を考えております。実施設計をし、次年度に道路の舗装とか施設整備を図っていく計画です。県の100%事業で魅力ある観光地づくり事業というのがあり、県と折衝を行っているところです。観光交流施設については補助としては認められないということでしたので、市のほうで他の事業等を活用して整備をしたいと考えております。ただし舗装とか通路につきましては県の事業でやっていただきたいとお願いしているところです。

次に、企画政策課について申し上げます。企画費の主なものは総合計画の推進並びに後期計画に向けた調査、男女共同参画社会の推進を図るなどの関係経費、地域における公共交通の維持、昨年度実施の各地区での聴き取り調査結果を基にしたコミュニティビジョン策定や、24年度から取り組んでい

る中山間地域の活性化と均衡ある発展を図るための定住支援、地域活性化を図るまちおこしに関する企画提案に対しての助成のほか、各種行政施策の立案・実施等の基礎資料となる統計調査などに要する経費の計上です。主な歳入は（款）県支出金の総務管理費補助金、土地利用規制等対策費交付金、（款）繰入金の地域づくり推進基金繰入金、中山間地域移住定住促進事業、商店街活性化事業補助金等です。

質疑、移住定住促進事業のPRをホームページ上だけでなく、住みたいと考えている人たちにモニターツアーを企画しPRしてはどうか。答弁、モニターツアーについては、できれば行政が取り組むのではなくNPOとかが取り組みをしてくれたらと思っています。

次に、加治木総合支所費について申し上げます。加治木総合支所費は職員の人件費、加治木地区行政連絡員の関連経費、庁舎・関連施設のほか、集中管理の公用車等の維持管理に要する経費や、自治会など地域活動に関するコミュニティ活動補助金及びかじき秋まつりの実施に必要な経費、また、今年度は地域振興事業として港町飲食店街活性化のための工事請負費の計上です。主な歳入は（款）市債の総務管理債、地域振興事業等です。

質疑、港町飲食店街活性化事業は空洞調査の結果待ちと思っているが、なぜ事業を急ぐ必要があるのか、もっとじっくり活用検討すべきではないか。答弁、設計調査の委託が3月29日までとなっております。その調査の結果を踏まえて県の土木サイドと協議をします。その後に4月には住民説明会をします。その中には当事者の飲食店組合や商工会、各種団体も入って必要な範囲で協議をします。拙速にということは考えておりません。要望や提案を慎重に協議した上で石畳をどうするかは考えていきたいと思えます。港町の活性化がどういうふうにしたら図れるかを視点に進めていきたいと思えます。

次に、蒲生総合支所費について申し上げます。蒲生総合支所費は地域振興課職員の人件費のほか、行政連絡員関連経費や庁舎、公用車等の維持管理及び日本一大楠どんと秋まつりの実施に必要な経費、また、今年度は掛橋坂の修復と駐車場整備に必要な経費の計上です。主な歳入は（款）繰入金の過疎地域自立促進基金繰入金等です。

質疑、掛橋坂の整備にあたり、観光客の往来も出てくると思うが安全対策は考えているのか。答弁、マイクロバスや乗用車の乗り入れにより交通事情が変わることが考えられます。関係課機関と十分協議をして安全対策を期したい。

質疑、過疎地域ふれあい活性化事業のカモコレへの補助金を3年間と限定した理由はなにか。答弁、始良市補助金等に関する基本指針が行政改革推進室より示され、その中で補助金の見直し重点項目に、「終期は3年以内を原則とし、公益上、更新が必要な場合は見直しを行うものとする」とありますので、それを根拠に3年といたしました。

次に、常備消防費について申し上げます。常備消防費は市民の生命と財産を守るために必要な人件費、消防車・救急車等にかかる維持経費、消防職員の各種研修経費、消防緊急通信司令施設にかかる経費、備品購入費等及び消防庁舎建設に伴う地質調査委託料、実施設計委託料等、また、消防救急無線デジタル化に伴う実施設計委託料等の計上です。主な歳入は（款）市債の合併推進事業債（消防）等です。

質疑、委託料、消防庁舎実施設計委託料ほか、と、工事請負費、仮庁舎改修工事ほか、は市内業者に委託するのか。答弁、実施設計委託料、地質調査委託料については市内の業者でできるのか建築住宅課で検討中です。また、仮庁舎改修工事、庁舎解体工事、造成工事については、4月になったら建

築住宅課に事務委託をします。消防緊急通信指令システム移設設置委託料については、当初、富士通ゼネラルが設置しましたので随意契約になるかと思えます。

質疑、ドクターヘリ救急業務負担金に50回分を計上しているが概算になるのか、それとも24年度実績による数字か。答弁、50回は概算でしております。24年度の要請件数は52件でした。

次に、警防課非常備消防費について申し上げます。非常備消防費は市民の生命と財産を守るために活動する消防団員の年報酬や出動経費及び団員の公務災害時の損害補償事業としての市町村消防補償費等、組合負担金等の計上です。消防施設費は消防用水利充実のために、消火栓設置維持管理負担金と分団車庫、詰所等にかかる施設維持管理費等のほか、小型ポンプ3台と積載自動車3台の備品購入費等の計上です。水防費は災害時に必要な物件費及び水門管理委託料を計上しました。災害対策費は防災訓練や海拔等の表示並びに防災関係機関との連携に必要な通信費や負担金、さらに防災無線の維持管理に必要な経費の計上です。歳入は（款）起債の消防債、消防防災施設整備事業過疎です。

質疑、女性消防団員活動として20回の出動を見込んでいるが、24年度の活動実績を含めて説明せよ。答弁、月1回出動しますと12回ですが、今、施設回りの準備をしています。加治木方面隊では紙芝居、始良方面隊では寸劇、蒲生方面隊では防災グッズや替え歌を取り入れて準備を進めています。3月14日には加治木方面隊が竜門小学校で紙芝居を披露することになっております。また、防火広報も肉声で行っており、月1回では少ないだろうということで20回分を計上しました。

次に、行政改革推進室について申し上げます。行政改革推進一般管理費は行政改革推進委員会委員の報酬、費用弁償と指定管理候補者選定等委員会委員の報償費及び消耗品費の計上です。歳入はありません。特に報告するような質疑はありませんでした。質疑を終結し討論に入り、次のような反対討論がありました。

反対討論、総務費、総務管理費、一般管理費のうち、秘書関係経費の中で市長杯優勝カップの予算に関して柁城小学校バスケット部と、ちびっこサッカーの2団体に対して優勝カップを贈る予算は公平性に欠けた予算であると判断し反対します。始良市には、ほかに多くのスポーツ団体がありますが、その他の団体の立場になると、なぜその2団体が、との疑問が残ります。市長がその2団体にトロフィーを贈りたい気持ちはわかるが、公の場から判断すると公平性に欠けると判断し反対といたします、との反対討論がありました。討論のあと、採決の結果、議案第1号 平成25年度始良市一般会計予算の総務常任委員会の所管部門については、出席委員の賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○29番（森川和美君） 2件ほどお尋ねをいたしますが、今の報告で16ページのこの交通安全協会に対する補助金が1,000万円と出ておるんですけども、答弁の中で最初のこの協会をつくる時に溝辺を含めた4町で1,500万円を出しており、建設費の36%と。今回は3,500万円ぐらいと聞いておりますので30%の補助となっておりますが、その当時は景気が最大の頃で建設業関係者を中心に相当な給付金があったわけですね。現在においては寄附については見込めないということで3,500万円ぐらいということを知っていらっしゃることながら1,000万円、1,500万円は県から、いわゆる毎年100万円づつ返済をしてもらおうというような話で、これ500万円ぐらい足りないんですよ。さらに

あの建物は協会のものであって土地は始良市のものだということなんですが、解体費用も見込めないということなんですけれども、そこらの内容について解体の問題等を含めて答弁等々の議論はなかったんでしょうか。これが1点と、もう一つは15ページなんですが、質疑のところでは財政課のところ、財政調整基金繰入、あるいは減債基金繰入が前年度と比較して大幅に増額なっているということで、その、不安視したような質疑に対して、これもっともな答弁をされてるんですよね、投資的な事案を実行する段階となり、歳出額も昨年度当初と比べまして大きくなっていますので、その分一般財源も必要になっており予算措置をしているという状況なんですけど、全くそのとおりなんですけれども。私がお尋ねしたいのは25年度、26年度、大型事業が目前にあるわけなんですけれども、その大型事業もろもろの償還期間の本格的な始まりと交付税措置の減額ががっちゃんこしやせんかというふうな懸念を持っておるんですが、そこらの今後の償還計画に対しての質疑、あるいは資料等は求めるというような話題はありませんでしたか。この2点です。

○総務常任委員長（上村 親君） まず、交通安全協会の1,000万円の件ですけれども、今、答弁が読み上げましたこのとおりでございまして、1,000万円という協会からの申し出もあったということで、1,000万円ということで、そのほかの議題については話題になっておりません。

それから第2点目の交付税、それから償還計画25年、26年の経過については話題になっておりません。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） 次に、市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） 登壇

引き続き、議案第1号 平成25年度始良市一般会計予算のうち市民福祉常任委員会の所管について、当委員会での審査の経過と結果を報告します。

当委員会では3月6日、7日、8日に委員会を開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。

まず市民生活部について報告します。市民課が戸籍等の各種証明書等の交付、印鑑登録及び印鑑証明、外国人に関すること、自衛官の募集等に関する事務、戸籍の編製削除、人権擁護委員、人口動態などに関する事務を、また、市民相談に関しては庁舎内外における各種相談業務の総合調整や消費生活センターにおける消費者の保護及び啓発に関する事務を行っており、これらに要する経常的な経費の計上です。国民年金については、老後の生活基盤の安定を図る所得保償の重要性、年金制度の周知、相談、資格取得の推進等を行い、受給権の確保に向けて事務に必要な経費の計上です。国民健康保険事業については、国保世帯の低所得者に対する保険税軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定繰出金や、出産育児一時金繰出金、財政の安定化を図るための財政安定化支援事業繰出金などの計上です。健康増進課は母子保健向上のための妊産婦、乳幼児を対象とした各種検診、健康教室、母子相談、権限移譲による未熟児養育医療給付事業、また、生活習慣病の予防及び一次予防に重点を置いた、がん

セット健診、予防接種法に基づく各種予防接種や献血推進事業、救急医療事業、なお、昨年から実施している高齢者肺炎球菌ワクチン接種費助成や、歯周病の早期発見等を目的とした歯周病疾患検診及び自殺予防対策などの心の健康づくり推進事業などにかかる経費が主なものです。生活環境課は、自然環境保全、公害防止、指導、防疫、狂犬病予防、一般廃棄物の収集及び処理、ごみの不法投棄対策、合併処理浄化槽のほか、環境衛生に関する必要な経費と環境基本計画策定にかかる必要な経費の計上です。なお、新規事業として住宅用太陽光発電設置補助事業にかかる経費も計上しています。環境施設課は、あいらクリーンセンターの、し尿処理場、あいら斎場、あいら清掃センター、あいら最終処分場などの衛生処理施設の運営及び維持管理に必要な経常経費のほか、本年度は、あいら清掃センター等の施設を包括的民間委託を行うためのアドバイザー業務委託にかかる経費の計上です。主な質疑は次のとおりです。

市民課、質疑、戸籍副本データ管理システムとはどのようなものか。答弁、戸籍については、今、本市と法務局で管理を行っています。しかし、今日出された届出書については、まだ始良市にしかない状態です。このような時間のずれを解決するために国が構築したシステムです。このシステムでは九州地区の電子化された戸籍副本データを北海道の国の施設で保存することになっています。なお、このシステムの機器類等は全て国が負担しますが、始良市の戸籍システムとそのシステムをつなぐ間のセキュリティに関しては始良市の負担となっています。

質疑、消費者相談については国の補助金に関係なく今後も継続していかなければならない事業と思うが、今後どのように運営されていく考えか。答弁、この事業については、補助があるなしにかかわらず継続していかなければならないと考えています。年々相談件数も増加し、相談内容も複雑化していますので、専門の相談員でないと解決できません。今後も研修会等を通して消費生活相談員の育成を図りながら、2名体制で対応していくことに変わりはないと思っています。

保険年金課、質疑、歳入で国保保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金等が計上されているが、満額繰り出されているか。答弁、国保保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金に国、県の負担がありますが、これに始良市の負担分を足して3月31日までに繰り入れるようになっています。その支出伝票、収入伝票をもちまして、県を通じて国に報告していますので、毎年度100%を繰り出しています。

質疑、診療所費の運営補助が300万円増額になっている理由は何か。答弁、北山診療所の新しい医師の現給保障分と診療患者の高齢化や重篤化に伴う総合病院への移管等の影響による運営費補助を見込み増額しています。健康増進課、質疑、救急医療情報提供実施事業の進捗状況と今年度の事業内容についての説明を求める。答弁、始良市の夜間診療の開設については、これまで6回にわたり始良市内の医師の方々と会合を持っていますが、現在のところでは南九州病院の施設に始良市の夜間診療を開設するというので、南九州病院と始良市内の医師代表の方10名。また、どうしても2次救急医療機関との関連も出てきますので、ことし1月から青雲会病院の医師にも加わっていただき検討しています。この検討委員会です承いただければ大きく前進していくものと考えています。なお、医師の報酬、診療科等の詳細については準備委員会を立ち上げて協議を進めていきたいと思っています。

質疑、権限移譲による未熟児養育医療給付について説明を求める。答弁、この事業は、出生時の体重が2,000g以下、また、身体の発育が未熟のまま出生した子どもで、指定医療機関へ入院し、養育を行う必要のある子どもに対して、入院中の診察・処置費など、医療の給付を行うものです。始良市の23年度の状況では、養育医療給付が22人、未熟児訪問25人、低体重児の届出受理19人で、これに

かかる未熟児訪問指導は健康増進課の保健師で対応します。

生活環境課、質疑、住宅用太陽光発電設置事業補助の内容説明を求める。答弁、地球温暖化防止及びエネルギー自給率向上に資するため、住宅用太陽光発電システムを設置する市民に対して10万円を限度として補助金を交付するものです。当初予算では2,000万円計上していますが、不足した場合は補正での対応を考えています。なお、補助金の交付は、設置して売電手続が終了してからの申請になりますので、6か月から9か月要すると思っております。

質疑、環境基本計画における旧始良町のバイオマス構想はどのような位置づけになるのか。また、この計画を市民へどう訴えていく考えか。答弁、本年度は、始良市の環境に関するデータや、市民、事業所へのアンケート調査、環境活動実施事業所、団体へのヒアリングを行い、現状と課題をまとめつつあります。この中に、エネルギー政策の視点から旧始良町のバイオマスタウン構想をリンクしていく考えです。25年度はこれらを踏まえて、さまざまな角度から始良市の目指すべき環境の方向性を示し、さらに、数値目標を設けた重点項目を作成して、パブリックコメントをすませ策定していきたいと思っております。また、重富海岸に環境省が（仮称）ミニビジターセンターの建設を計画しており、体験型の学習館の拠点としても位置づけられていることから、このセンターを活用して、保全だけでなく学習活動を展開していくことを考えています。

環境施設課、質疑、あいら斎場の現状はどうか。答弁、あいら斎場には炉が3基あり、2年に1度、炉内のセラミックの張りかえなどを行い長寿命化を図っています。しかし、炉の耐用年数が15年から20年と言われているので、平成6年に炉をつくりかえてから18年が経過している状況です。

質疑、アドバイザリー業務委託料の内容説明を求める。答弁、この委託料は、クリーンセンター等の衛生処理施設を効率的かつ経済的な施設運営を図るため、運転管理や修繕、薬品購入など、全ての業務を、長期的、包括的に委託するために、運転管理業務委託の発注及び業者選定に関して幅広い知識と能力を有する専門家に支援を依頼するための委託料です。

次に、福祉部について報告します。

社会福祉課、民生委員活動事業費、社会福祉協議会の運営に関する補助、ボランティア活動支援に対する補助及び福祉有償運送運営協議会等に要する経費のほか、社会福祉法人の指導監査にかかる経費の計上です。

社会福祉施設費は、高齢者の健康増進、教養の向上等のための施設である高齢者福祉センター等の維持管理に必要な指定管理料等の経費及び福祉バス維持管理に要する経費の計上です。

生活保護総務費は、生活保護関係事務に必要な生活保護システム保守委託料や、生活に困窮されている市民の方々の相談や申請手続きの適切な対応、稼働能力のある被保護者に対する就労意欲の喚起やハローワークの同行訪問等積極的な支援のため、面接相談員、就労支援員、レセプト点検業務委託料等の経費の計上です。

生活保護扶助費は、全国と同様、生活保護受給世帯数が少子高齢化の進展や不況による雇用情勢を背景に増加傾向が続いており、真に生活に困窮されている方々を支援するための扶助費の計上です。

児童福祉課、児童福祉総務費では、子ども医療費助成事業の医療費助成に要する経費のほか、要保護児童の援助活動を旨とする家庭児童相談事業及び児童福祉係の所管する事務事業などに要する経費の計上です。

母子父子福祉費では、始良市立の母子生活支援施設、幸和寮の管理運営に要する経費のほか、母子又は父子家庭等の医療費を助成するひとり親家庭等医療費助成事業、母子家庭の母が就職の際に有利

な資格取得または能力開発を支援する母子家庭自立支援給付事業など、母子父子家庭の自立を経済的な側面から支援するために要する経費の計上です。

児童措置費では、児童手当等の給付に要する扶助費や母または父等のいない児童が育成される家庭の生活の安定を支援するための児童扶養手当の給付に要する扶助費をあわせて計上しています。

児童福祉施設費では、始良市立保育所の管理運営に要する経費のほか、始良市が私立の認可保育所に入所措置する児童にかかる保育費用のほか、延長保育事業や放課後児童クラブなどの保育サービス及び子育て支援にかかる事業委託に要する費用を計上しています。また、認可保育所の建てかえ費用の一部を補助するための補助金の計上です。さらに、新たな事業として、病児保育を実施するための費用を計上し、平成26年度に仮称あいら子育て支援センターを開設するための準備費用を計上しています。

大楠ちびっこ園費は、始良市立認定こども園の管理運営及び同園において実施する子育て支援に要する経費の計上です。

長寿・障害福祉課、高齢者福祉費は、高齢者の介護予防と、自立した在宅生活を支援する在宅福祉事業、経済的、生活環境等で、在宅生活が容易でない高齢者を老人福祉施設に入所措置する経費、地域において、健康増進と生きがい等を目指した活動を行う老人クラブ及びシルバー人材センターの運営に要する経費等の計上です。

また、在宅で生活する高齢者、障がい者等を地域住民の支え合い活動により地域全体で支える仕組みを構築する暮らし安心・地域支え合い推進事業として、地域包括ケア体制推進コーディネーター設置事業に必要な経費の計上です。

障害福祉費は、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、良質で安定した障害福祉サービスを提供するために必要な自立支援給付事業及び地域生活支援事業などの経費の計上です。

また、障害者総合支援法施行に伴う難病患者等日常生活用具給付金事業や、県から権限移譲される障害児に対する育成医療給付金事業に必要な経費を計上しています。

介護保険費は、介護保険事業担当職員の人件費及び特別会計、保険事業勘定、介護サービス事業勘定への繰出金の計上です。

主な質疑は次のとおりです。

社会福祉課、質疑、生活保護世帯に対して、どのような体制で指導を行っていくのか。答弁、ケースワーカー10名、査察指導員2名の計12名と面接相談員2名、就労支援1名を配置しています。1人当たり約70世帯を担当していますが、実施要領に基づき、AケースからEケースまで格付けを行い、Aケースは就労可能な世帯として毎月1回、Bケースは就労世帯や就労活動をしている世帯として3か月に1回、Eケースは入院や施設入所者として年1回等とし、訪問、面接を実施し助言や指導を行っています。ケースによって対応の仕方が違ってきますので、各担当でばらつきがないようにしています。

質疑、保護世帯を減らすための指導を行うためには、職員をふやす方策を検討する必要があると思うがどうか。答弁、単純に数だけでは評価できないところもあります。しかし、雇用情勢の悪い中、ことしは減少しましたが、今後ふえていくことも考えられますので、就労支援の強化により就職に結びつけるように努力していきたいと考えています。なお、ケースによっては、ケースワーカーの支援も大変ハードな部分もありますので、今後の動向を見ながら増員の検討も必要と考えます。

質疑、社会福祉法人の監査業務の内容説明を求める。答弁、平成25年4月1日から社会福祉法人の認可、定款変更、監査等の業務が県から権限移譲され、市が管内にある15か所の社会福祉法人を対象にこれらの業務を行うこととなります。この監査は、市の権限になり業務そのものを委託することができないため、専門的な知識の習得と27年度から現行会計基準が新基準に変更されることに対応するため、今回、社会福祉法人への指導、研修等を含み、後方支援のための委託料を計上しています。

25年度は10事業所が監査対象として予定されていますが、7月からの実施に向けて事前研修会への参加や、県の指導、助言、専門機関からの支援をいただきながら体制づくりに努めていきたいと考えています。

児童福祉課、質疑、病児保育事業について説明を求める。答弁、平成25年4月からの認可外保育所のおひさま保育園が併設しているこまきクリニックの一部を利用して、小児科医の提携のもと国の基準に基づき、看護師、保育士を配置し開設するものです。この事業は初めてということもあり、霧島市の実績を参考にしています。なお、1日3人の受け入れ態勢で、年間延べ600人の利用者を見込み、基本額240万円、区分額625万円のほか、低所得者減免分の加算や非課税世帯への減免分を国の基準により計上しています。

質疑、待機児童の解消についてはどのように取り組んでいるか。答弁、共働き世帯がふえ、保育所の入所申請が後を絶たない状態で、待機児童は公表値と入所先を指定される方を含めると実際100人近くになります。合併して3年連続して施設整備を行い定員増を図っています。また、25年度から、新設の建昌こぎく保育園が定員50人で開所されます。さらに、興教寺保育園の施設が整備され、20人の増となる予定です。今後とも待機児童の解消に努めていきたいと考えています。

質疑、認可保育所、認可外保育所の数と補助金内容について説明を求める。答弁、認可保育所は国の示す基準をクリアしていて県知事の認可を受ければ認可保育所になりますが、現在、市内には、公立を含め12か所あります。運営費は、定員等の条件により決められている入所児童の年齢別単価に入所人数を乗じて得た金額が国から補助され、それに市の補助を加え支払うこととなります。認可外保育所は県知事の認可を受けていない施設であり、市内には5か所ありますが、運営費については利用者負担になります。本市では、入所児童の保護者に対して1人1万円を限度として支払いをする補助制度があります。

長寿・障害福祉課、質疑、地域包括ケア体制推進コーディネーターの設置事業の内容説明を求める。答弁、この事業は、25年度、26年度の2年間、県から補助を受けて実施するものです。内容としては、自分の地域の隣の方がどういう方なのかわからない状況がふえている中、地域のことは地域で見守れる体制づくりを支援するコーディネーターを設置する事業です。具体的な例を上げますと、自分の住んでいる地区民の情報を地域の皆さんが集まって1枚の地図にしていきます。そういう作業をすることにより、隣近所への関心も生まれ、それを見守り体制づくりにつなげていくという事業です。

質疑、障害者自立自立支援給付事業の内容説明を求める。答弁、障がい者が地域で安心して暮らせるための自立支援給付で、在宅での居宅介護サービス、施設入所支援サービスを含んでおり、前年度比較で約2億円程度ふえています。昨年度に比べふえたところは、生活介護サービス費、施設入所支援サービス費、就労移行支援サービス費、就労継続支援B型のサービス分です。ふえた理由として、サービス利用者がふえたことと、旧法での施設入所サービス費について市でも負担することによるものです。25年度は、在宅サービスで約350人、施設入所関係で120人、自立訓練関係で30人、就労移行関係で130人、その他で350人を見込んで計上しています。

質疑、成年後見制度利用支援事業、難病患者等日常生活用具給付事業、生活支援・活動支援事業の説明を求める。答弁、成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度を利用するために要する費用について補助するものです。

難病患者等日常生活用具給付事業については、後遺症を残すおそれが少なくない疾病で経過が慢性にわたり、単に経済的な問題だけでなく、介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、精神的にも負担の大きい130種類の疾病に罹患されている方に必要な日常生活用具を支給する事業です。

生活支援、活動支援事業は、今回の法改正の中で位置づけられたこともあり、障がい児の夏休み中の活動を事業所に委託して支援するものです。

質疑を終結し討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、環境施設課の新規事業で清掃管理維持事業の行政改革に伴う公共施設の包括的民間委託に向けてのアドバイザー業務委託料800万円が組まれているが、これまで、市の管理下で修繕など維持管理を行ってきたが、最終処分場やクリーンセンターの維持管理まで視野に入れて民間に全面委託し、市職員を全部で10人減らしていく計画のためのアドバイスをしてもらった委託料になっている。施設の維持管理を民間に丸投げしたのでは、施設の修繕等がずさんになり、建てかえ年度等を早めることになる可能性がある懸念があることと、社会福祉費の社会福祉総務費の中で、新規事業に本年4月1日から社会福祉法人の認可とか定款の変更、監査等の業務が県から権限移譲されることになっている。そのため、17法人の監査等業務を行うために指導してもらった人への業務委託料500万円となっているが、地方分権一括法で、県から市に権限が移譲された分の仕事になっており、市でこのような複雑な仕事ができるのか、県ですべき仕事を市におろして、責任を市に負担させるのは大きな問題があるということで、反対とします。

以上のような討論の後、次のような意見がありました。

意見、社会福祉総務費の中で法人監査業務委託料が計上してある。この法人監査業務は、県からの権限移譲により市の業務となり、法人の経理部門から管理運営まで職員の相当なエネルギーと専門性を必要とするため、関係職員の人員体制の確立を図られたい。

意見の後、採決に入り、採決の結果、議案第1号 平成25年度始良市一般会計予算の内市民福祉常任委員会所管については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

田口議員。

○5番（田口幸一君） 23ページの、保険年金課の国民年金については、老後の生活の安定を図る所得保障の重要性、年金制度の周知、相談、資格取得の推進等を行い、というふうに2行書いてありますけど、委員会では、慎重に審議、委員会中心主義ですから。これはけさもここに出勤途中に、その西宮島公園、南宮島公園で、高齢者の方々、年金受給者の方々がグラウンドゴルフをしておられました。審査の中で、平成24年度は、国民年金、厚生年金、共済年金、全ての年金が4月1日に0.3%、10月1日に0.9%引き下げになり、年金受給者、高齢者の方々は非常に日常生活に逼迫しておられるというのが現状だと私は認識しております。

委員会の中で、この2行にまとめてありますけど、そのような審査の時点で意見とか、そういうの

はなかったのか。また執行部のほうからは、どのような説明があったものかどうか、それが第1点。

それから、24ページの答弁のところ一番下です。北山診療所の件ですけど、私が質疑申し上げたいのは、この答弁のところの診療患者の高齢化や重篤化に伴う総合病院への移管等の影響による運営費補助を見込み増額しておりますということですが、これは、私も北山診療所運営に携わった、過去、経緯があるんですけど、こういう、今、総合病院への移管等の影響による運営費補助というのは初めて聞く言葉ですが、委員会の中ではこのことについて、これは答弁ですから、もう少し詳しくこの運営費補助額は幾ら計上されているのか、それらについて説明をお願いいたします。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） 23ページのところの、年金生活者における、いろいろなこういった、いろいろな事業を行っておるわけでございますが、今、議員が言われたその詳しい中については、ただ執行部からの説明があって、それに対して委員会の中でどうか、そういう質疑はありませんでした。

それから次の、24ページの診療所の関係でございますが、これは、地域の医療体制ということいろいろ抱えている課題もあるわけでございますが、特に、ここに掲げてある重篤化、これが非常に進んでおりまして、そういった方々がある場合においては、紹介はされると、総合病院への。そういった移管等の、医師の判断ですけれども、そういう紹介をされて、その分の運営補助。これはかれこれ診療の中にはね返ってまいりますので、そういうことを含めた増額補助ということで、そういうふうに説明を受けております。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

森川議員。

○29番（森川和美君） 2つお尋ねいたします。

最初に、詳しく執行部の説明及び質疑が報告されたんですが、28ページの、この社会福祉法人の監査と業務の内容の問題ですね、4月1日から社会福祉法人の認可、定款変更、監査等の業務云々とあって、本年度は10事業所の監査対象ということなんですが、この監査の中にはそういうものが含まれるんでしょうけども、例えば市民から、あるいは家族あたりから市のほうにいろいろなDVとか拘束等々の相談、苦情等があったら、この事業所に対して抜き打ちで立ち入りができるのかどうか、そういった議論はありませんでしたでしょうか。

それと、29ページの認可保育所と認可外保育所の補助金の内容の質疑で、一般質問等でもよくあるわけですが、この認可外の保育所の、現在市内には5か所あるんですが、今1か所は閉鎖になっているような気がするんですが、そこら辺の確認と、この施設に現在何名ぐらい子どもがいるのか、そして経営状態については、何らその苦情等なかったのかどうか、そこらの議論が委員会であったのかどうか、お尋ねいたします。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） その権限委譲による監査の件でございますが、説明では、市内に15か所あると、で、2年に1回これは行うことになるというような説明。それと今ありましたが、そういった第3者からのそういったことに対する体制だろうと思うんですが、そこあたり詳しく突っ込んだ議論というのは、委員会の中ではなかったように思います。

それから、認可保育所と認可外保育所の関係の件でございましたけれども、認可外の場合においては、いろいろ利用者の負担も違ってまいりますというようなことで、資料説明の中では、認可外への方々に対しては、単価、0歳で17万から18万円、4歳から5歳児に対しては3万から5万円というような負担を取っておられると、このような説明。

それから、その認可外の保育所、その認可外の保育所のことに対しては、認可保育所の中ではいろいろと建昌こぎく園が開設とか、あるいは次世代育成の関係とかいろいろ出ていますが、認可外のことについては、さきの単価の説明あたりで終了しております。委員会の中では詳しいことは出ていないようでございます。

○29番（森川和美君） この社会福祉法人の監査管理については、ここに監査等と入っておりましたからお尋ねしたんですが、所管の担当のほうから、等の中でさらにいろいろな説明等はなかったんですかね。

私の意図するところは、本市は社会福祉法人が立派な法人がたくさんございます。また今後もさらに新設されると思っておるんですが、そうしますと競争になるんですね。競争になると、やはりサービスの面と、入居者の選択といいますか、そういうもろもろの問題が生じてくるんです。そういったことで、等というのが含まれておるからお尋ねしたんですが。

質疑等で、答弁、議論の以前に当局からの説明等はなかったのかどうか、再度お尋ねいたします。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） この初めての、今年からこういう監査業務が市の業務になってきたわけございまして、いろいろ職員の方々も研修をしておられるようございまして。この認可、それから定款の変更、もろもろのそういった監査が含まれておるわけございまして、今回は、いわゆる支援をいただくというような、県のそういった支援もいただきながら、体制づくりをしていくというような経費を計上しておると。

今言われたそのことについては、委員会の中で詳しいやり取りは行っておりません。

○29番（森川和美君） 最後になんですが、討論の中にもありましたように、この役割は、極めて重要な役割だと思っんですよ。そういったことで、予定されている7月からの実施に向けてとなっているんですが、その体制づくりとしては、どのような、例えば係を設けるとかという等々の説明議論等はありませんでしたか。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） 委員会の意見として、最後のところに結びで書いてございまして、いわゆる現状のままでは、これは非常に難しいだろうと、困難を極めるとというような、みんなの委員の意見でございまして、人員体制の確立を、そっちを図りたいと、そういう一般論の意見でございまして、今、議員が言われたその中味についての審査はありませんでした。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

吉村議員。

○27番（吉村賢一君） 26ページです、アドバイザー業務委託料の内容説明せよということで、ち

よっとこれと30ページの反対討論の中身とちょっとそごがあるというか、よくつながらないところがあるもんですから質問させていただきます。

このアドバイザー業務委託料の内容については詳しく説明があるんですが、もう少し詳しい説明がほしいなと思います。私としては、例えば、このアドバイザー業務委託というのは、いわゆる処理場といいますか、そういったところの清掃処理場の業務内容の見直しとか、あるいは人員の合理化、それと発注業務といいますか、いろんな設計業務とか、あるいは改修工事の委託の設計を手伝いする、あるいはそういったものの仕様書を検討するというを委託しているということの解釈でよろしいのか、その辺のところはどう論議されたかお聞かせ願いたいのと、先ほどのその30ページのところで、反対討論の中で4行目ですね、市職員を全部で10人減らしていく計画のためのアドバイスをもらう委託料になっているということになりますと、これは市全体のアドバイザーということになるんで、この辺はどういうふうな解釈というか説明があったのか教えてください。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） アドバイザーの業務委託についてでございますが、今後、包括的民間委託、始良市の行政改革基本方針に基づいたものでありまして、現在、一部委託を実施しておりますが、始良の清掃センターに、これに最終処分場を加えて2つの施設になりますが、これを包括的に委託を行うものでありますと。

それで、説明では、一部委託では運転管理業務のみでありましたけれども、包括的委託になりますと、運転管理、用役費、維持補修費、運営負担費、リスク等を包括的に委託することで、民間企業の創意工夫による業務の効率化や、一定の責任を課すことで、費用やリスク負担の軽減等が期待できるというようなことです。

ですから、これをするに於いて、討論にもありましたけれども、メリットとしての報告はありました。現在の清掃センターは、昼間は市の職員と委託先の職員で作業をしておりますと、夜間は委託先の職員で全て作業をしていると。

次に、2つ目には、現在は単年度契約をしているので、どうしても割高になると。10年ないし15年の長期契約をすることで、コスト面が削減をされる。

3点目に、PFI方式がすべてのものにかかるんですが、PFI方式の建設部分を除いた、わかりやすく説明しておりますが、建設部分を除いたところの運転、管理、修繕、医薬品の購入など、全ての業務を包括的に長期契約をすることによって、物品購入等を含めて費用が安くなるということです。

それから、長期契約の中で想定できない大規模な修繕等が出てきた場合に、始良市が負担するのか、あるいは相手が負担するのか、そこらあたりのリスクの分担の分析までするので、委託の価値としては十分あるというようなこと。

それから一番最後に、清掃センターあるいは最終処分場、これを一括全面委託することで10名の職員が他の部署に配置がえできることが、最大の利点であると、このような当局の説明がありました。

○議長（玉利道満君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） ここでしばらく休憩といたします。午後の開会は13時10分からといたします。

(午前11時59分休憩)

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時07分開議)

○議長（玉利道満君） 次に、産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 登壇

引き続き、議案第1号 平成25年度始良市一般会計予算のうち、産業文教常任委員会に付託されました農業委員会、農林水産部、教育部にかかる所管部分の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

委員会は、平成25年3月6日、7日、8日、19日、21日に開催し、委員全員出席のもと、部長以下担当職員に出席を求め、現地調査も含め詳細に審査を行いました。

農業委員会について、ご説明、ご報告申し上げます。

農業委員会費補助事業、農地制度実施円滑化事業及び農業者年金業務委託事業の3事業を実施するための経費が計上されています。

歳出の主なものについて説明します。農業委員会費補助事業7,662万2,000円は農業員の報酬27名分1,572万8,000円、備品購入費13万円は総会用マイク・スピーカー代の計上です。総会用マイク・スピーカーは、これまで教育委員会から借用して使用していたとのことです。農業者年金業務委託事業は農業者年金加入促進活動の報償費、負担金、補助及び交付金は農業者年金受給者会補助金が主なものです。農地制度実施円滑化事業は、遊休農地等の調査をする利用状況調査謝金60万8,000円の計上です。

なお、平成25年度から農地法4条、5条の農地転用許可申請について、県から権限移譲を受け、これまで許可まで2か月ほどかかっていたものが半分ほどに短縮されるとの説明がありました。

歳入の主なものは、農林水産部補助金665万8,000円で、内訳は農地制度実施円滑化事業補助金280万8,000円、農業委員会補助金385万円となっています。雑入に農業者年金業務委託金54万円が計上してあります。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、農業委員会で、農地転用は年間、何件取り扱ったか。答弁、平成23年度で3条関係が83件、4条関係で28件、5条関係が144件、現況証明が11件、利用権設定で736件、あっせんが38件となっています。

質疑、利用状況調査を行っているが、遊休農地の現状を説明せよ。毎年、遊休農地の全筆調査をしていますが、始良市では山林になっているような非農地については、農地から外す取り組みをしています。平成20年から行っており、非農地のうち約9,000筆を調査しており、面積も700haほどあります。遊休農地については、今年約100ha、筆数として約1,900筆上がっています。非農地は今年中に調査を終了する予定でいます。次は、遊休農地の所有者に直接会って、どうしていくのか、指導等を行いたいと考えています。

次に、農林水産部にかかる予算について申し上げます。

農政課、農業振興費8,076万3,000円の主なものは、中山間地域直接支払い交付金事業2,986万9,000

円、認定農業者の確保や支援及び集落営農組織への誘導を図る農業者育成補助金401万4,000円、戸別所得補償制度から名称が変更された経営所得安定対策制度の水田・畑作農業推進事業補助金678万5,000円、青年就農給付金交付事業9名分1,350万円、市単独の新規就農者支援事業3件分540万円、認定農業者支援事業400万円、鳥獣被害防止対策事業に市内6集落で電気柵を設置するための事業費280万円、農林水産物の生産から加工、販売までを目指す6次産業促進事業60万円が計上されています。また、25年度新規事業として、物産館整備促進事業費22万2,000円が計上され、物産館の構想検討会、先進地研修、市民へのアンケートが計画されています。

農業施設費3,304万1,000円の主なものは、農業関連16施設の維持管理に必要な経費が計上されています。その中で、漆地区にあります蒲生生活改善センターの空調機2台の公有財産購入費30万円、三叉コミュニティセンターに関連して、温泉泉源のコンプレッサー更新のための施設備品購入費80万円と、新規事業として、温泉改修のための設計委託費用278万9,000円が計上されています。なお、25年度で基本設計を実施し、26年度で施設改修と泉源パイプの洗浄を行うとの説明がありました。

次に、畜産業費1,570万2,000円の主なものは、優良家畜の導入を図るために畜産振興資金利子補助204万1,000円と優良牛導入保留事業補助金400万円、施設設備対策に畜産施設等整備事業補助金150万円と畜産活性化事業補助金308万円、畜産品評会事業215万8,000円で畜産共進会等の経費が計上されています。

耕地課、次に、農地費2億3,567万4,000円の主なものを申し上げます。市単独農道及び農業用施設整備事業の新規事業に農業農村整備事業計画策定委託料150万円が計上されています。土地改良区等の地域要望を受け、事業メニュー、事業範囲、事業規模等を調査し、今後の土地改良事業実施につなげていくための計画を策定します。工事請負費3,100万円は、川内・市来原線のり面工事ほか6件の農道改良や農業用施設整備の経費の計上です。県営用排水施設整備事業負担金に上名地区用水路隧道掘削工事と住吉地区水路工事の事業費の20.25%負担分1,944万円が計上され、加治木地区と船津・春花地区で事業が進められている農村振興総合整備事業5,736万6,000円と蒲生地区で進められている中山間地域総合整備事業の2,900万円は、県営事業の負担金と附帯工事費が主なものです。

市単独湿田対策事業220万円は、シラス、石粉等の原材料費と、加治木地区2か所の暗渠排水設置工事業費の85%の補助金の計上です。

農地・水保全管理支払い交付金事業では、市内22地区の農村環境向上対策に支払う交付金938万2,000円が計上されています。

林務水産課、林業振興費5,475万4,000円の主なものは、山野海岸やなぎさ公園の松林の松くい虫被害防除のための樹幹注入事業176万円、イノシシ、鹿等の有害鳥獣捕獲事業265万2,000円、間伐等を促進するために間伐等森林環境整備事業404万9,000円と森林整備地域活動支援交付金事業1,551万円が計上されています。有害鳥獣捕獲事業費は24年度の捕獲実績がふえたことから56万2,000円増額されています。

竹林整備事業では、今年度新たに竹林整備支援事業補助金180万円が計上されています。この事業は竹林整備を促すために、竹チップ等を製造している蒲生地区にある国元商会に竹材を売却する際、竹材1kgに1円を上乗せするもので、1kg当たりの単価が8.5円となります。

森林整備と林業の生産性向上を図るための事業として、間伐作業路等整備事業と新規に森林整備・林業木材産業活性化推進事業1,985万4,000円が計上されています。この事業は、始良西部森林組合が導入する高性能森林作業機械2台の購入費用2,990万円のうち、事業費の国庫補助金2分の1と市補

助金490万4,000円を合わせて補助するものです。

造林事業費1,304万9,000円は、市有林維持管理事業と市有林の森林保険料等の計上です。

治山林道費9,798万2,000円の主な事業は、県単補助治山工事、寺師松葉地区ほか2件の治山工事費1,450万円と、県単林道整備事業、林道松生良久線舗装工事2,500万円、育成林整備事業4,900万円は、平成21年度から継続で開設している林道堂園線、延長244m、幅員4mの工事請負費です。なお、25年度で開設工事は終了する予定です。

林道施設費1,011万6,000円は、鈴野の森ほか5件の林業施設維持管理費用とさえずりの森指定管理委託料等の計上です。

次に、水産業振興費459万7,000円は、魚類の稚魚放流事業を実施する漁業組合等への負担金及び補助金が計上されております。

漁港管理費229万円は、漁港及び「なぎさ公園あいら」等の維持管理に必要な経費の計上です。

農林水産業施設災害復旧費、現年耕地災害復旧費530万円と現年林道災害復旧費200万円は、災害発生時に応急に崩土除去等に対処するための復旧業務委託料が主なものです。

次に、歳入について主なものを申し上げます。

農林水産業費分担金540万9,000円は、県営用排水施設整備事業等の受益者分担金。農林水産使用料436万8,000円は、農林水産部所管の各施設の使用料。

農林水産業手数料11万9,000円は鳥獣狩猟許可等手数料。農林水産業費国庫補助金320万円は鳥獣害防止総合対策事業費補助金。

農林水産業費県補助金1億3,099万6,000円は中山間地域直接支払交付金ほか各事業実施に伴う補助金及び交付金。

農林水産業委託金231万9,000円は海岸保全施設維持管理業務委託金と各種権限移譲交付金。

畜産特別導入事業基金繰入金94万1,000円は、基金の25年度国費返還相当分の繰入金。

農林水産業費貸付金元利収入50万円は生産素牛貸付金元利収入。

雑入のうち、農林水産雑入は公団造林整備委託金の計上。

農林水産業債1億2,870万円は、農村振興総合整備事業ほか各種事業推進に伴う起債額が計上されています。

質疑の主なものを申し上げます。

農政課について。質疑、物産館整備促進事業の内容を説明せよ。答弁、物産館整備促進事業は、始良市の農林水産物の販売、情報発信基地としての物産館建設構想を検討し、優良事例、先進事例の調査を行います。また、部長レベルの会を開催し、外部の方からも意見を取り入れていきたいと考えています。さらに、生産者等に対するアンケート調査も行います。

質疑、食育推進計画策定事業の考え方を示せ。答弁、農政課としては、健康増進計画もありますので、農業体験やみずから栽培した農作物を食べる行為により、食に対する興味を深めてもらう活動を推進したいと思います。3月には農林水産部、教育部、福祉部で取りまとめを行い、食育推進計画を作成したいと思います。

質疑、三叉コミュニティセンターの概算工事費はどれくらいになるか。また、温泉施設にシャワーは設置するのか。利用料金は105円のままか。答弁、工事費は建屋の工事で約5,000万円、泉源の清掃で約1,000万円の合計6,000万円です。また、現状の浴場をベースに基本設計を考えており、シャワーの設置は設計協議の中で検討したいと思います。利用料金は、施設改修後、見直しなどを含め検討し

たいと思います。

次に、耕地課について。質疑、湿田対策事業の概要について説明せよ。また、基盤整備を行ったところで湿田対策が必要なところはどれくらいあるのか。予算は220万円です。足りるのか。答弁、申し込みがあった場所を調査して、暗渠排水が必要なところは暗渠排水設置工事で対応し、シラス等原材料で対応できる場所は、原材料の支給を行っています。メーター単価は暗渠排水管を敷設した場合で約5,500円になります。また、基盤整備を行ったところで湿田対策が必要な場所は十数か所把握しています。金額的には、全てに対応するには約1,200万円かかると見込んでいます。現地調査の上、必要性の高いところから補正予算で対応できるように要望していきたいと考えています。

質疑、蒲生地区は過疎債を活用して、農道舗装、排水路等の整備は図れないか。答弁、中山間地域総合整備事業については過疎債を充当しています。蒲生地区で実施する農道舗装、排水路等の工事は過疎債が充当できます。

次に、林務水産課について。質疑、施政方針で農業従事者の生産意欲の維持向上に努め、荒廃する竹林の整備を促し、竹材の有効活用と特用林産物の生産性の向上を図るとあるが、具体的に説明せよ。答弁、始良市では特用林産物は早堀りタケノコとシイタケですが、早堀りタケノコは竹林整備を通してタケノコを生産性を上げたいと考えています。また、シイタケ生産者は、始良市内に蒲生を含め数軒ありますが、市としては、今後クヌギを生産し、シイタケのほだ木を提供したいと考えています。

質疑、有害鳥獣被害対策について、行政としての今後の取り組みを問う。答弁、行政としては、まず、鳥獣被害防止対策として集落での被害防止活動内容の説明会を開催し、被害防止対策協議会のほうから国の補助事業を活用したネット、電柵、箱わなの貸し出しを行い、集落ぐるみで広い範囲の被害防止に取り組みます。それでも被害が出るようであれば、捕獲をお願いするというところで進めていきます。

質疑、有害鳥獣捕獲補助金は増額できないか。答弁、捕獲補助金単価の見直しは捕獲隊からも要望が上がっています。平成25年度に近隣市町村も参考にして実施計画に上げて、平成26年度以降に単価の見直しを検討したいと思います。

次に、教育部にかかる予算について申し上げます。

教育総務課、小学校費学校管理費11億1,870万7,000円は、前年度比6億9,431万円の増額です。25年度から始まる（仮称）松原小学校施設整備事業が増額の大きな要因です。小学校維持管理事業に三船小学校体育館ほか各小学校の床板のリコーティングの経費、小学校施設整備事業に錦江小学校屋内運動場照明設備増設工事と西浦小学校屋内運動場雨どい取りかえ工事の改修工事費620万円が計上されています。（仮称）松原小学校施設整備事業8億5,823万5,000円のうち報償費33万円は校名、校章、校歌詩等の選定委員会の出会謝金。役務費141万1,000円は建築確認申請手数料。委託料1,661万2,000円は工事監理委託料。工事請負費8億3,589万2,000円は、25年度に工事が発注される校舎と体育館の契約予定額20億8,973万円の40%相当額の前払い金が計上してあります。

次に、中学校費の学校管理費1億1,931万円の主なものは、中学校維持管理事業に重富中体育館床板のリコーティングと松剪定の委託料が、中学校施設整備事業は蒲生中給食受け入れ口改修工事、帖佐中太陽光発電改修工事、重富中校庭北側防球フェンス設置工事の改修工事費1,050万円が計上されています。

幼稚園費の幼稚園管理費1億7,958万5,000円の主なものは、加治木幼稚園トイレ改修工事費1,400万円が計上されています。今回、加治木幼稚園に合併浄化槽の35人槽を設置し、トイレ等を改修する

と同時に、隣接する加治木図書館と郷土館のトイレ改修も実施し、合併浄化槽につなぎ込む工事が計画されています。

学校教育課、学校教育事務局費5,496万1,000円の主なものは、新規事業として、緊急対応を要するいじめや不審者事案等に対して、児童生徒や保護者、教職員へのカウンセリングに即座に対応するため、スクランブルカウンセリング事業が導入されます。24年度から取り組んでいる、地域が育むキャリア教育推進事業、学力向上アクションプラン推進事業、モラリティ・インクルーブメント推進事業及び理数・外国語教育推進事業が引き続き実施されます。

教育振興費は、遠距離児童生徒通学補助、要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費、教材用消耗品費、教材用備品購入費、教育用パソコンの借り上げ料、集団宿泊学習バス借り上げ料補助、スクールカウンセラー配置事業に要する経費等が主なものです。小学校費に、新1年生全員に配付する防犯ブザー代が計上されています。幼稚園費には、幼稚園就園奨励費補助金が計上してあります。

社会教育課、社会教育総務費1億4,859万2,000円の主なものは、「あいら未来特使団事業」が3年目を迎え、24年度までは日本一の富士山への登山を行ってきましたが、25年度は海外研修体験を計画し、小学6年生以上の小・中・高生10名がニュージーランドで短期ホームステイを体験するための補助金が計上されています。

社会教育推進事業で子育て基本条例に基づいた小冊子「子育てパスポート3年」8,000部を作成し、幼稚園児、保育園児、小学校児童、中学校生徒の保護者に配布します。

公民館費3億7,262万6,000円は、前年度比2億9,262万4,000円の増額です。始良公民館大規模改修及び駐車場整備にかかる公民館施設整備事業が増額の要因です。主な改修内容は、耐震補強工事と建物壁面補修に加え、エレベーターホールと1階東側に子育て支援室を設置し、会議室については多目的に利用できるように壁を取り払って可動式の間仕切りを設置し、トイレについても全面改修します。現在1階にある図書室は、子育て支援室のスペースを確保するためと、近くに中央図書館があることから廃止されます。また、駐車場整備については、隣接地1,315m²を購入し、50台程度の駐車スペースを確保します。

公民館活動推進事業に、新規に蒲生地区の15地区公民館に対し運営補助金1地区20万円、計300万円が計上されています。蒲生地区では、これまで各地区公民館に行政事務委託交付金として、行政連絡事務委託料と公民館運営補助金を合算して交付していましたが、25年度から行政連絡事務委託料が統一されることから、公民館運営補助金を公民館費に計上してあります。

文化財費5,051万7,000円は、文化財保護管理事業に龍門司古窯跡のり面保護排水工事や新規事業の花園寺跡庭園基本設計委託料と森山家住宅警備委託料が計上されています。埋蔵文化財発掘調査事業では、加治木地区営ほ場整備事業にかかる松原添遺跡出土品の整理と報告書作成にかかる経費、宮田ヶ岡瓦窯跡保存整備事業で国指定史跡以外の土地2,584m²の土地購入費、「始良市誌史料集第2集」500冊を刊行するための印刷製本費が計上されています。

図書館、図書館費の主なものは、図書館活性化事業で一般・児童図書5,500冊の購入費1,590万円が計上されています。中央図書館は開館後15年が経過し、出入口の自動ドアの調子が悪くなっているため、高齢者や子どもたちに配慮して自動ドア開閉装置取りかえ修繕と研修室の空調設備の修繕料を、加治木図書館では図書資料の薫蒸委託料が計上されています。

保健体育課、学校給食費4億3,134万3,000円の主なものは、自校方式による給食調理従事員の人件費や調理用備品の購入費、加治木学校給食センターの調理業務委託料、蒲生学校給食センターの調理

従事員の賃金や給食配送等委託料とトイレ改修工事費が計上されています。新規事業の食育推進事業は、モデル校3校を指定して、学校、家庭、給食調理員を含め、食にまつわる教育の気運づくりを図るもので、講演会の講師謝金や食に関するリーフレットの印刷製本費が計上されています。

小学校給食室別棟整備事業2億372万1,000円の主なものは、建築確認手数料36万4,000円、設計監理委託料300万円、工事請負費で新築工事2億円が計上されています。施設の面積は、1階部分が調理施設で床面積1,243m²、2階部分は会議室、見学通路で床面積250m²、合計1,493m²となります。本年9月ごろに入札を実施し、工期は1年間との説明がありました。三叉小学校跡地の面積は9,800m²であり、今回の給食室別棟建設後、残地面積は約4,000m²との説明が現地調査の際にありました。

以上で歳出の説明を終わります。

続いて、歳入の主なものについて申し上げます。

教育使用料2,187万9,000円は、市立幼稚園使用料、体育施設使用料等です。教育費国庫負担金1億5,709万6,000円は、公立学校施設整備費負担金です。教育費国庫補助金3,351万8,000円は、要保護児童・生徒援助費補助金、幼稚園就園奨励費補助金等です。教育費県補助金258万8,000円は、県指定文化財保護事業費補助金等です。教育費県委託金はスクールソーシャルワーカー等の委託金です。雑入のうち、教育雑入は公民館講座受講料ほか8件の収入です。

教育債9億3,040万円は、小学校施設整備事業5億5,930万円、学校給食施設整備事業1億4,340万円、公民館施設整備事業1億9,410万円ほか、各種整備事業等に伴う起債が計上されております。

質疑の主なものを申し上げます。

教育総務課について、質疑、(仮称)松原小学校の敷地は、かつては水田跡地であったが、グラウンドの排水対策を示せ。また、校舎建設工事は何工区で考えているか。校舎等の木材使用について考えを示せ。答弁、グラウンドの排水対策は10m間隔で有孔パイプを布設する暗渠排水と、南側へ0.4%の勾配を設けて排水を行います。表土には真砂土を使用し、さらにクレイ舗装して表土をかたくなりに固めます。また、工区は校舎を4工区に分け、工事全体で約25社の業者がかかわることになります。平成25年度は校舎と屋内運動場の建設を発注します。校舎等の木材使用等については、教室内や廊下の腰壁に始良市産の杉、ヒノキを使用します。また、屋内運動場の屋根の小屋組みにも集成材を使用しますので、合計は約600m³の使用を予定しています。

質疑、(仮称)松原小学校建設について地盤調査を行ったと思うが、建物の基礎工事はどのように考えているか。また、校舎等の総重量は幾らか。答弁、地質調査は、昨年夏に敷地内7か所のボーリング調査により実施しております。調査の結果に基づき、基礎工事及び液状化対策の検討を行い、校舎の基礎工事は約33mの本杭197本、屋内運動場は約33mの本杭52本を打ち、液状化対策として基礎を囲うように約18mの地盤改良杭を校舎で492本、屋内運動場で363本の施工を予定しております。校舎及び屋内運動場の総重量は、校舎約1万4,000t、屋内運動場約2,400tとなります。

質疑、スクールバスの老朽化が指摘されているが、今後の対策を説明せよ。答弁、バスを新しく買いかえるのではなく、タクシー等を含め、業者委託への切りかえを検討しています。

次に、学校教育課について、質疑、新規事業のスクランブルカウンセリング事業の内容を説明せよ。また、いじめ等にも対応するのか。答弁、年間10件ほどの不審者からの声かけなどの問題があります。そのような事案が発生した際に、児童の心のケアに即座に対応できるようなシステムとなります。また、いじめや体罰等についても対応をします。カウンセラーは市内にある心療オフィスが手配してくれます。

質疑、体罰の調査はどのように行っているか。答弁、全小中学校の教職員、保護者及び児童生徒に対して県のアンケート用紙が配付してあります。3月8日までに各学校に提出していただき、さらに3月22日までに各学校から出された調査結果を教育委員会で取りまとめて県に上げる予定です。

質疑、学校教育の予算については、学校からの申し出のうち、何割程度予算化されるのか。答弁、毎年各学校から要望をいただき、精査して財政課にかけ合います。要望されたもののうち9割ほどが予算化されます。備品についても重要度の高いものから予算化します。

次に、社会教育課について、質疑、「子育てパスポート3年」は、過去にこのようなものを出したことはあるのか。また、内容を示せ。答弁、幼児から中学生を対象とした「家庭教育リーフレット」という形で平成23年度に出しています。内容は、各年代層に分けて、幼児期、小学校低学年、小学校上学年、中学校期の4期で家庭教育の重要性についてうたい、4種類のパスポートをつくって、それぞれの年代の子どもを持つ家庭に配付します。

質疑、始良公民館の休館に伴う公民館講座、各種催しなどの問題は解決したか。答弁、始良公民館の公民館講座等は、各地区公民館に分散して講座を継続できるように考えて、講師のほうにも了解を得ています。定期的に始良公民館を使用している団体が約50団体ありますが、あらかじめ希望調査をとり、使用したい施設を聞き、ほとんどが地区公民館でありましたので、地区公民館の使用状況を勘案しながら調整を行っています。また、グラウンドの利用団体は9団体ありますが、ほぼ例年どおり使用可能となります。団体へは工事期間の案内を出す予定です。

質疑、公民館の改修工事はいつごろ発注か、工事の短縮はできないか。また、市内業者に委託するのか。答弁、始良公民館の工事については、通路の部分とエレベーターの部分は新たに設置しますので、その確認申請を行います。確認申請は1か月ほどで許可が出ますので、5月以降に発注となります。その後、耐震改修工事、外壁改修工事と大規模改修工事の3つを同時に行いますので、リンクするところがあり、工程を省くこともできますので、できるだけ早く完成できるように努力したいと思います。早ければ約10か月でできるのではないかと考えています。また、委託業者は市内業者を予定しています。

次に、図書館について、質疑、始良公民館の改修により公民館の図書室がなくなるが、蔵書はどうなるのか。答弁、3月から中央図書館に図書資料を移動するとともに、余った図書資料について地区公民館へ配置転換するなど、徐々に移行作業を進めています。

質疑、図書購入の予定を説明せよ。答弁、単価2,000円として、中央図書館に4,000冊、加治木図書館が1,300冊、蒲生図書室で200冊を予定しています。

次に、保健体育課について、現地調査の際に指摘した蒲生弓道場にある通路の屋根修繕は、まだ予算計上しないか。実施計画で平成26年度に計上したいと考えています。

質疑、学校給食の時間が短いと考えるが、対策はできないか。答弁、各学校で、次年度に向けて対策をとって計画中であります。まずは、4時間目の授業をきちんと終わらせて給食の準備をすることが重要だと思います。

質疑、小学校給食室別棟新築工事について、入札時期及び地元業者の優先はどのように考えるか。入札は今年の9月から10月ごろに行い、工期を1年と予定しています。地元業者育成のために、指名委員会で市内業者を優先することになると思います。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような討論がありました。

反対の立場から討論があり、農業施設整備事業で三叉コミュニティセンターの温泉施設建てかえの

設計委託料について、建てかえに反対ではないが、第2次実施計画にないものを突然設計し建設することは、（仮称）松原小学校など大規模な建物を建設する時期に、慎重に財政状況を判断して検討すべきであること。

小学校給食室別棟整備事業について、建設に反対ではないが、建設場所が（仮称）松原小学校、建昌小学校からあまりにも離れており、教育長答弁で（仮称）松原小学校近くに建設することはできないことはなかったということであり、（仮称）松原小学校近くに建設する努力を惜しむべきではないという観点から反対するとの討論がありました。

また、他の委員から、一部分については不平があること、執行部の事業ありきのやり方に疑問があること、第2次実施計画にないものが出されているなどの意見が出されました。しかしながら、一部分を反対という態度はとれないので仕方なく賛成であるという意見が出されました。

さらに、鳥獣被害防止対策について害獣捕獲隊要望書が出されましたが、要望の内容を踏まえ、さらなる鳥獣被害防止対策を講じるよう要望しますとの意見もありました。

討論後、採決に入り、採決の結果、議案第1号 平成25年度始良市一般会計予算のうち、産業文教常任委員会に付託された部分については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○23番（里山和子君） 39ページのスクールバスの件ですけれども、バスを新しく買いかえるのではなくて、タクシー等を含めて業者委託への切りかえを検討しますとあるんですけれども、たしか20年ぐらいたっているということで、決算のときに反対の指摘をしたと思うんですけれども。タクシー等を含め業者委託への切りかえというのは、詳しく、どういうふうになるのかご説明いただきたいのと。

もう1件は、次の40ページの体罰の件ですけれども、私が一般質問をしました帖佐中学校の体罰の件でも、大体四、五件あったと思うんですけれども、もう22日までに各学校から報告が来ているということで、もう来ているということなんですけれども。これは調査結果を教育委員会で取りまとめて、県に上げる予定ということは書いてあるんですけれども、市での対応はどうなるのか。体罰のある小中学校の校長先生たちに集まってもらって、また、数人の識者も、いろんな立場の識者も入れて検討委員会などをつくってほしいという一般質問でも、親御さんからそういう要望も受けているんですけれども、そういうことについては、今後どうしていく考えなのかということと。

それから、議会のほうの対応ですね。きょうで終わりました、あと閉会になるわけですけれども、いろんな体罰が出てきた場合に市議会への報告とか、また、その後の対応というのは閉会中にどのような形でされるのか、そのあたりを委員会で議論になっておりましたらお知らせいただきたいと思います。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） お答えいたします。

まず最初のスクールバスの件ですけれども、その際につきましては、これ以上のやりとりはございませんでした。

あと、体罰の件ですけれども、この答弁にありますように3月22日までに教育委員会が取りまとめて県に上げ、いろんな対応といいますか、そういうのは県のほうで実施するというやりとりがあった

ような気がします。処分については県のほうからあるというやりとりがあったと思います。

それと、市での対応については、ちょっとそのあたりのやりとりもあったんですが、今ちょっと失念しておりまして、必要であれば確認をとりますが、休憩をして。今、必要でなければ、後でもう一回調べ直してご報告申し上げます。

あと、もう一点、その市議会の対応については、そのアンケートの調査結果が出たら委員会のほうに提出するように要望はしております。

○23番（里山和子君） 結果は、委員会には報告あるということですがけれども、委員会を開いて対応されるということは、委員長は考えていらっしゃるのでしょうか。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 当然、休会中の所管事務事項にも上げてありますので、その点については対応したいと考えております。また、その際の結果についても、機会を設けて全協等で報告をしたいと考えております。

○議長（玉利道満君） ほかにありませんか。

○5番（田口幸一君） 36ページ、教育総務課の件で、ちょうど真ん中ごろですが、25年度に工事が発注される校舎と体育館の契約予定額20億8,973万円の、お聞きしたいのはここです、40%相当額の前払い金が計上してありますということですが、前払い金があれば中間払い、そして完成払いというのがあるのかどうか、委員会でそのあたりが審議になったのかどうか、そういうことですね。これは金額が大きいですから。

それから、42ページです。これは討論のところです。討論の上から3行目、「第2次実施計画にならないものを突然設計し建設することは」というふうになっておりますけど、これは第2次実施計画にならないものを突然設計し建設するという、このことについて委員会では、これ以上審査があったのかどうか、そこを聞かせてください。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） まず最初に、今回のその工事請負費が40%相当額の前払い金ということで先ほど報告しましたが、あとの残額については26年度以降の債務負担行為として計上する、支払いがなされていくという説明がございました。

あと、2番目の質問につきましては、これは個人の討論ですので、私が答弁する必要はないと思います。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） 次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 登 壇

引き続き、建設水道常任委員会に付託されました、議案の審査の経過と結果についてご報告いたします。

委員会は3月6日、7日、8日、21日の4日間開催し、全委員出席のもと関係職員の出席を求め、現地調査を含めて審査いたしました。

建設部について申し上げます。

本年度の歳出予算は、土木費で総額18億2,864万2,000円で、対前年度比17.3%、3億8,269万円の減額です。

歳入財源は、国県補助金18%、地方債34%、その他12%、一般財源36%で対応しています。

各課の主な事業について報告いたします。

まず、土木課について申し上げます。

土木事業は適正な市道の維持管理を行います。

一般単独道路維持整備事業は、道路改良及び道路排水整備の実施です。社会資本整備総合交付金事業は岩原本通線、始良駅前通り線、木田本通線道路整備のほか、過疎対策事業は下久徳・船津線ほか、地方特定道路整備事業は森・船津線ほか、地方改善施設整備事業は駅・今町線などの排水路未整備地域の整備、スマートインターチェンジ整備事業は連結申請、認可という手続を経て、西日本高速株式会社と協議をしながら実施設計を行います。

県道整備は伊集院・蒲生・溝辺線の整備や十三谷・重富線、下手・山田・帖佐線の年次的な整備促進を図ります。

また、安心して暮らせる住環境整備のため、急傾斜地崩壊対策事業、火山砂防事業、2級河川の整備など災害復旧等に対応します。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

質疑、多くの測量設計の委託料が計上されているが、測量設計終了後、何年ぐらいをめどに整備を行うのか。答弁、補助事業で行うと、5年ぐらいをめどにしています。市の単独事業で行うと、工事の規模にもよりますが1年から3年ほど要します。

質疑、道路新設改良費、社会資本整備総合交付金事業のスマートインターチェンジ関連測量設計業務委託料6,000万円の内容を示せ。答弁、南側の鍋倉触田線及び北側のサービスエリア線等を含む路線、2路線の道路改良設計並びにそれに伴う用地測量及び建物4件の補償調査です。

質疑、道路新設改良費、一般単独道路整備事業委託料の中部横断道路測量設計委託料1,000万円とあるが、道路整備の目的と道路の起点、終点及びどのあたりを通るのかを示せ。答弁、起点は山田口の交差点から、終点は東側、加治木地区の木田本通線、加治木小学校から高岡公園に向かつての高速道路のボックスを出たところを基準にしています。整備の目的は、帖佐小学校前交差点と国道10号線に出る加治木地区弥勒の渋滞緩和、始良地区三拾町の工業団地の中を通っている街路との接続、火葬場への接続などを考えています。線形は決定していませんが、整備の目的を考慮して決定していきます。

次に、都市計画について申し上げます。

社会資本整備総合交付金事業で、菅原線の道路整備、始良駅前通り線の排水路整備を行います。都市計画マスタープランに基づき都市計画区域の再編、公園事業は始良市総合運動公園の屋内野球練習場の整備、都市公園トイレ水洗化整備及び高岡公園多目的広場の照明施設整備など、各公園は遊具補修や植栽の維持管理を行います。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

質疑、公園費、公園整備事業、屋内野球練習場新築設計業務委託料300万円と屋内野球練習場整備の工事請負費5,000万円とあるが、屋内野球練習場の予算計上に至った経緯を示せ。答弁、始良市総合運動公園内の野球場については、これまで利用者から、指定管理者の始良スポーツクラブに対して屋内の練習場の設置の要望がありました。

また、県観光課が強力に進めておりますスポーツ合宿誘致事業のセミナーに参加し、合宿誘致を進めるなら野球用の屋内練習場は必ず必要だとのアドバイスをいただきました。実際に県を通じて合宿の問い合わせ等があるわけですが、屋内練習場については必ず尋ねられるところで、ないことで断られることが今までも多数ありましたので、早急な施設整備の必要性を感じていたところです。県央の立地条件のよさを生かした積極的な誘致活動を行っていくことで、昨年8月に企画政策課、都市計画課、保健体育課の3課で、今後の総合運動公園のあり方、整備計画等を話し合い、合宿誘致の現状も踏まえ、第3次実施計画に掲載し、平成25年度当初予算に計上する運びとなりました。

以上で、都市計画課の審査は終わりましたが、委員から総合運動公園の中に合宿所的な施設を設置するのか、しないのか、また、各スポーツ施設への合宿所、ほかの宿泊所、既存、新規施設の整備、これらを含めた将来を見据えてのものなのか、どう考えていくのか、もう少し踏み込んだ政策的なことを市長に聞くべきであるとの意見が出され市長から次の説明を受けました。

市長、総合運動公園内への屋内野球練習場の整備については、指定管理者の始良スポーツクラブなどの意見や、県観光課と一体となって進めていますスポーツ合宿誘致事業セミナーに参加する中で、特に要望のありました同施設の必要性を感じましたので、今回、改善を計画したものです。

始良市が誕生して、市内の各施設の稼働率が従来よりも大変高くなっていることは事実です。これらのことは、県央にあることで、県内から来やすく、非常に使いやすい場所ということで評価をいただき、各施設が利用されているのだろうということを感じています。そのようなニーズがあるうちに、現存している野球場の機能を高めていくことで、今まで見ていただけなかったところに、まず目を向けていただき、今後ほかの整備につながっていき、始良市の位置的優位性をいろんな面で生かしていくというふうに思っています。

また、合宿、宿泊等のご指摘いただいておりますが、総合運動公園の施設を活用しながら、スポーツ合宿的なことについても非常に要望があるということで、宿泊施設等についても、現在、条例の整備も行いながら、水面下ではいろいろ働きかけをしているところです。このことも次のステップとしてしっかり協議していきたいと考えます。

この市長からの説明の後、委員が、市長の施政方針では総合計画に基づいて予算を作成したという説明がありましたが、今回、第3次実施計画の配付のおくれと、突然予算要求された屋内野球練習場の整備に関する事などの説明不足が重なり、こういう状況になりました。

説明を受けて、施設利用者からのニーズに答えている事業であることや、将来に向けての市長の政策等の考えを理解しました。

始良市の方向性を出すときに、明らかにするものは明らかにし、周知を図ってよりよい予算を立てる、それが基本だと考えます。また、議会も同じ方向を向いて一生懸命、書類審査や現地を見るのが大切であると思いました。

次に、区画整理課について申し上げます。

土地区画整理事業は、帖佐第一地区土地区画整理事業の換地処分に伴う清算金徴収事務及び保留地

の所有権移転登記事務を行います。

質疑について、特に報告するものはございませんでした。

次に、建築住宅課について申し上げます。

建築住宅事業は、市営住宅の適切な維持管理をしながら、老朽化した住宅の用途廃止、解体除却を行います。

木造住宅耐震改修促進事業は、昨年度に引き続き補助事業を推進します。

公営住宅建設事業は、市営東蔵王住宅の長寿命化や福祉対応、居住性向上のための改善事業として改修設計を行います。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

質疑、歳出、新富住宅建てかえ事業の性能評価49万5,600円とあるが、性能評価とは何か。

答弁、高齢者等にも対応する住宅としてのバリアフリー化などの性能評価です。公営住宅は、これを受けないと補助の対象になりません。

質疑、歳入の滞納繰越分、過年度分、市営住宅使用料400万円とあるが、借り上げ型住宅の滞納は幾らあるのか。

答弁、蒲生地区の上の段住宅が1名の5万2,900円、加治木地区の春日住宅が5名の115万9,000円、ゆいタウン黒川が4名の70万円です。現年度分、過年度滞納繰越分も合わせて滞納額が少なくなるよう努力いたします。

次に、用地課について申し上げます。

市全体の用地取得に関する物件等移転補償、用地交渉を行い、公有地取得整理事業及び未登記地整理の推進を図ります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

質疑、公有地取得整備事業の測量・分筆等委託料200万円の内容を示せ。

答弁、未登記地あるいは未買収地の土地確定測量等の委託料で、県の司法書士協会、土地家屋調査士協会と単価契約を結んでおり、登記並びに測量等の委託をするための事務委託料です。

次に、工事監査部について申し上げます。

予算総額は252万9,000円です。歳出の職員人件費は、行政組織再編に伴い、平成25年度から総務部の一般管理費に計上されます。歳出の主なものは、需用費35万6,000円、負担金214万6,000円です。歳入はありません。

主なる質疑について申し上げます。

質疑、負担金214万6,000円の内容を示せ。

答弁、県と43市町村で共同利用している電子入札システムの負担金です。負担の割合は、県と43市町村の1対1になります。県内43市町村の負担割合は、負担年度4月1日時点での最新の国勢調査人口割合で決定されています。

次に、水道事業の一般会計について申し上げます。

簡易水道事業費は、水道事業部施設課簡易水道係の職員2名の人件費及び簡易水道事業特別会計への繰出金9,212万9,000円の計上です。

下水処理費は、水道事業部下水道課の職員3名の人件費及び農業集落排水事業特別会計への繰出金4,286万9,000円の計上です。

質疑につきましては、特に報告するようなものはございませんでした。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第1号 平成25年度始良市一般会計予算のうち建設水道常任委員会の所管部門については、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（田口幸一君） 44ページ、質疑のところで、屋内野球練習場新築設計業務委託料300万円と、屋内野球練習場整備の工事請負費5,000万円となっておりますが、それから45ページに市長の詳しい説明、答弁が書いてありますが、これ野球の合宿について述べられておりますけど、始良市は始良スポーツクラブにいろいろ聞いてやったということですが、私は過去、一般質問も陸上競技場にオールウェザーにしてそして陸上のスポーツ人口をふやす、そういう要望もいっぱいあるんです。それから、テニスコートも立派なのがあります。鹿児島市からも、県内から集まっておりますよ。それから、体育館ではハンドボール、重富中学校が今度ハンドボールで全国大会に行きました。それから、バドミントン、まあ、野球の屋内練習場をつくるということは、私もこれは大賛成ですが、野球だけに限らず、この始良市にスポーツ合宿ができる他のスポーツのことも考えるべきだと思うんですが、そのようなことが委員会では話題に上りませんでしたか。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） ただいま質問がありました利用状況のことと、それと宿泊施設のこの野球場に限らず行うべきじゃないかという質問でございましたが、やはり今回の議題となりました公園費の中では、この大きな野球場のことだけが議題となりまして、ほかの案件につきましては、質疑はございませんでした。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○15番（堂森忠夫君） 反対の立場で討論いたします。

予算編成と執行権のある市長の市政に対して、公平な仕儀であったのか指摘する内容があるので、反対討論をいたします。

予算は、市民のためのものであって、その財源は市民の税金等によって賄われるものでありますので、市民がその予算を理解し、納得するために、始良市を愛する議員たちが勇気を出し、その内容を指摘することにより、市民が納得し、安心して暮らせる始良市づくりの予算ができるものと思います。

そのためには、市民の代表である議員の発言が必要不可欠であります。市民を代表する議会は、市民全体の利益のため、法令に基づいて公平にその権限が行使されているかを審査するのが議会です。関係経費の中で、市長杯の予算に対しては、来年春に市長選挙を控えた年でありますので、市民から

顔うり予算と指摘される内容があります。

その理由としては、口頭で要望があるからと、2団体に対して市長杯をおくる予算とのことですが、始良市にはほかにも多くの団体活動があります。そのほかの団体からは、なぜその2団体だけなのかとの疑問が残ります。市長としては、口頭での要望に早く応える対応よりも、市民の公平な位置に立ち、判断していただき、2団体の要望者に対して、行政の仕組みや条例等を説明し、即実行は難しいが、検討、努力に努めると伝えるのが先です。

その中で陳情書の提出方法等を指導しながら、公平な予算書作成へ反映するように努力すべきです。その気配りが欠けています。各団体から市長杯の要望や陳情書等があれば、始良市も新たな活性化のために市長杯贈呈の基準的な規定を先に設置することが公平な予算運営方法です。

また、市長杯よりも、今、市長が誘致企業を推進している企業の力を生かし、企業杯の設置を推進するほうが、市や子どもたちに元気とやる気生まれ、市長杯より発展的な貢献、できると思います。

さらに、口頭での要望に応じてはじめて予算計上されました事業に、屋内野球練習場新築設計業務委託料300万円は、過去において実施計画にも上がっていない。陳情書等も過去にない、一般質問等もない、過去に議論したこともない事業がこの3月議会に突如予算化されて表面化いたしました。この事業においても、火の気のないところには煙は立ちませんので、早くから要望があったのであれば、要望者に対して事業を早く前進させる願いがあるならば、陳情や請願等を提出し、調査、検討する方法などを指導すべきです。

予算化の前に、議会でも調査するなどして市民全体から予算に賛同を得られるような、全体的な周知を図るなどの目配りが今の市長、市政には必要です。私は、市民全体への行使者の位置にある市長の公平性に欠けた姿勢がこの予算に反映し、昨年度より予算がアップした内容であると捉え、このような独断的な市長の行動から生まれる予算編成に歯どめをするため、今回の予算に対しては反対いたします。

○議長（玉利道満君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

○23番（里山和子君） 議案第1号 平成25年度始良市一般会計予算について反対討論をいたします。

平成25年度の国の予算の特徴は、生活保護と地方公務員給与の削減、年金減額と中小企業金融円滑化法の打ち切りが前提とされ、35人学級の実施は見送られております。生活保護と地方公務員給与の削減は、6月議会の焦点となってくるでしょう。

さて、平成25年度の始良市の予算の特徴は、箱物の設計、建設事業が、殊のほか多いことです。実施計画から計画的にやってきたものとしては3件あります。

（仮称）松原小学校建設事業、事業費8億5,823万5,000円、うち起債が5億5,930万円、国庫支出金が3億円となっております。債務負担行為として、15億6,902万5,000円で、この事業は平成26年度まで継続いたします。

2番目に、消防署建設事業として、実施設計委託料等の委託料が5,794万7,000円、現庁舎解体等の工事請負費が3,988万6,000円となり、平成26年度と27年度の建設予定で約10億円の費用を予定しています。

3番目に、小学校給食室別棟整備事業は、新築工事費が2億円、うち起債1億4,340万円、国庫補

助1,680万円、債務負担行為として平成26年度まで4億4,457万4,000円が計画をされております。

(仮称)松原小学校付近に建設できないことはなかったと言いながら、わざわざ三船地域に建設するということは、(仮称)松原小学校地域周辺住民への働きかけもなしに、最初から離れた地域に建設が決まっていたと理解されても言い逃れはできないことだと思います。また、建設予定地は三船温泉跡地で、温泉の泉源も確保してあるのにもかかわらず、何ら温泉を利用した設計になっていないということで、産業文教委員会でも問題になったということです。今ある財産は、有効活用すべきではないでしょうか。

実施設計になくて、突然予算化されたものが3件あります。

平成24年度実施設計委託料が出てきて、今年度事業費が組まれた公民館施設整備事業です。始良公民館大規模改修工事費2億6,668万3,000円と、駐車場に600万円かけるということです。うち起債が1億9,410万円で、国庫補助金が5,000万円です。子育て支援センター等が計画されておりますが、思いつきで予算化されたために、霧島市のような一時預かりもできない支援センターになっております。

昨年、温泉入浴客にアンケートはとられたものの、建てかえが急に決まったのが三叉コミュニティーセンター温泉施設の設計委託料278万9,000円です。平成26年度に工事予定で、約6,000万円の工事費が見込まれ、起債が5,600万円あるようです。旧始良町時代の総合福祉センター計画地を給食室別棟でつぶしてしまうことの言いわけか、蒲生のくすの湯の受け皿なのかよくわかりませんが、建てかえに反対ではありませんが、実施計画に載せて計画的に行ってほしいものです。

3番目に、アンケートもとらず、議員の一般質問にもなかったのが、総合運動公園屋内野球練習場です。設計業務委託料300万円、屋内野球練習場の工事に5,000万円です。起債が3,970万円もあります。野球は天気の良い日に屋外でするのが常識です。雨の日に練習する場をつくる余裕があれば、事故が7件も起きている稲荷橋拡幅等や、重富漁港周辺の大雨で被害の出ている排水路工事等、また市民要求の多い市道や通学路、側溝整備等、県内一安心・安全なまちづくりを言うのであれば、まだまだ先にやらなければならない、緊急を要する事業は山ほどあるというのに、予算の組み方が、言うこととやっつけることに大きな矛盾があり、思いつきや選挙等を意識した予算の組み方になっている一面もあるということを指摘しておきたいと思います。

総合計画や、都市計画マスタープラン等に基づき、市民の安心・安全このまちに住んでよかったという安心感や満足感の持てるまちづくりに力を尽くすべきときだと思います。

第3次実施計画の財政計画では、平成24年度から平成26年度まで3年間の公債費が40億円を超えており、通常は35億円です。平成25年度と平成26年度は、普通建設事業費が44億円を超えること、公債費と普通建設事業費で84億円を超え、予算全体の31.8%を占めるのは、あまりにも建設事業への偏りと言えるのではないのでしょうか。

補正予算の繰越明許が4億5,000万もあるということも忘れてはなりません。もう少しソフト事業への配分や医療、福祉、子育て、生活環境の整備など、市民の暮らしを充実させる観点での予算の組み方を工夫すべきだと思います。

最後にもう一点、市民福祉委員会でも反対したのですが、清掃センター維持管理事業の公共施設の包括的民間委託に向けてのアドバイザー業務委託800万円の予算です。

最終処分場やクリーンセンターの維持管理まで民間に全面委託し、市職員も10人ということですが、もっといるという声もあるんですけども、10人全部減らして行ってPFI事業の建設部門を除いた部門に全面委託していくためのアドバイスを受ける事業となっております。

職員を全員現業から外すことになり、修繕も全部PFI企業がやることになり、全て企業任せになり、修繕の値段も相手の言うとおりに高くなるおそれがあり、維持管理もそこそこに建てかえも早まり、莫大な建てかえ費用を要求される可能性も出てくるのではないのでしょうか。

小学校建設や消防署建設からやっとなしさせたPFI事業が、またまた最終処分場やクリーンセンターの維持管理にかかわってくるということ、最終的には将来の建てかえにもかかわってくる可能性が出てきており、こういう施設を全部企業任せにしていくのは、あまりにも無責任であると言わざるを得ないということで、反対討論といたしておきます。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。議案第1号は各常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第1号は各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第11、議案第2号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定予算を議題とします。

○議長（玉利道満君） 市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） 登壇

ただいま議題となりました議案第2号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定予算について、市民福祉常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

当委員会では、3月7日、8日に委員会を開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。

国民健康保険特別会計事業勘定予算は、被保険者の疾病、負傷について医療給付を行うことを主な目的とし、あわせて疾病を早期発見し、重症化を防ぐための健康教育、健康相談、健康診査など、被保険者の健康増進のための必要な事業にかかる経費の計上です。

主な質疑は、次のとおりです。

質疑、医療費の動向については、どのような分析、評価をしているか。また、医療費の抜本的な対策と方向性をどのように考えているか。

答弁、平成24年度の医療費の特徴として、65歳以上75歳未満の前期高齢者が予算編成時6%の増加を見込んでおり、1人当たりの医療費も上がると見て予算計上しましたが、実際には昨年12月では3.2%でおさまりました。しかし、65歳未満の入院による医療費は、これまで2%から2.6%の伸びであったものが、4.2%に増加しています。

医療費対策としては、平成25年度から慢性腎臓病予防対策（糖尿病等重症化予防対策）により、人

工透析に陥らないよう事前に早期介入する新たな健康指導に取り組みますが、このような重篤化に陥らないような働きかけや指導で、市民の健康につなげることが医療費抑制に効果があるものと思われ
ます。

今後の方向性については、今年8月の国の国民会議の動向を見守りながら展開を考えていきますが、全国的にどこの市町村も経営が苦しい状況であり、将来的には広域化を目指さなければ、国保運営は賄っていけないというのが実感です。

質疑、特定健診の受診目標が65%になっているが、24年度の受診率はどうなっているか。また、25年度の未受診者への訪問指導をどの程度見込んでいるか。

答弁、平成24年度は46%を見込んでいます。また、平成22年度、23年度の未受診者で、かつ医療機関無受診の対象者を4,000人から5,000人抽出しています。24年度は、そのうち1,500人を訪問しましたが、25年度はそれを上回る指導を目指して予算計上をしています。

質疑を終結し、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、一般会計より昨年度から法定外繰入れを1億1,000万円してきているが、それでもあと半分の1億2,000万円が去年も値上げになった。始良市旅館・ホテル施設誘致促進条例では、1件について1億3,500万円補助するような議案も出させている中で、短期証が592名、25年2月末で資格者証が274名というような、これだけ税の負担が重くて払えない人がいる中で、一般会計から繰入れて、国保税を値下げすべきだという立場で反対とします。

以上のような討論の後、採決に入り、採決の結果、議案第2号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○23番（里山和子君） 議案第2号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定予算について反対討論をいたします。

平成24年度に医療費の伸びが4%から5%を想定し、年間医療費が2億3,000万円ぐらい上がるので、一般会計から1億1,000万円を繰入れし、残り1億2,000万円分が国保税の値上げになりました。

値上げ当時、400件から500件の苦情の問い合わせ電話があったと聞いております。国保税を払いたくても高く払えず、短期保険証が592名、資格証明証が274名もあり、病気になっても病院に行けない方々がたくさんいらっしゃるわけです。

今回、旅館・ホテル施設には、1件について1億3,500万円の誘致促進補助金が出される条例案が出されて決定しましたが、企業に出すこんな余裕の大金があれば、国保会計に1億2,000万円繰入れて、昨年値上げ分を値下げしたらいかがでしょうか。

今年度から、区画整理事業会計に一般会計から繰入れておりました約1億8,000万円の償還金も終

わったようですので、この財源を使って、今後国保会計への繰入れとしたらいかがでしょう。値下げは十分可能だと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第2号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第2号は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第12、議案第3号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定予算を議題とします。

○議長（玉利道満君） 市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第3号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定予算について、市民福祉常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

当委員会では、3月7日、8日に委員会を開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。

国民健康保険特別会計施設勘定予算は、北山診療所において、国保事業の趣旨により適正な診療を行い、地域医療の中核を担う国保直営診療所として勤務医師が常勤し、地域に根差した医療・健康管理事業に努めるなど、地域医療の先駆的な取り組みを行うための経費の計上です。

主な質疑は、次のとおりです。

質疑、医師の交代による新たな研究研修等があるのか。

答弁、新しい医師との具体的な運営等の引き継ぎについては、3月末に詰めていきますが、これまでの学会・研修の出席をお願いしています。また、漢方が詳しいということですので、新たな展開も期待しているところです。それにあわせて、必要なものがあれば調整していきたいと考えています。

質疑、新しい医師は何年くらい勤務が可能なのか。

答弁、この方は、現在65歳で、今回は市の医師職員で迎えますので、定年は70歳となっています。特に、要請した場合は73歳までありますが、定年までは従事していただいて、診療所の運営に尽力していただければと思っていますし、本人からもそういう話をいただいています。

質疑、北山、木津志、堂山以外の受診もあるのか。

答弁、受診はありますが、直営診療所ですので、あくまでも患者さんの意思や地元の要請に基づいてという姿勢にしています。地元の民間医療機関が行っていることを妨げるということのは、診療所の本意とするところではありませんので、それを踏まえながら、来られる方は喜んで受け入れるという姿勢で運営しているところです。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第3号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定予算については、出席委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○29番（森川和美君） 一つだけお尋ねいたしますが、今回この北山診療所の医師が交代をされるということなんですけれども、前任者の毛利先生があまりにもこの地域医療に熱心な方であって、ほかの診療所も拡大をして頑張っておられたわけなんですけれども、次のこの医師の方の診療の方針等々、何ていうんですかね、どのような形で確認、確認といいますか、確認を含めて、この先生と新しい先生とのそこらの同意書ちゅうのかな、そういったものが、こういった内容の確認がされているというような議論が委員会であったのかどうか、全国のこの診療所では、以前旧始良町でも、契約期間にやめられた医師もいらっしゃるわけなんですけれども、そういった確認はぴしっとされてというふうな理解でいいのか、どうかですね。お尋ねします。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） 今回、先生の交代ということですが、報告の中にもありましたとおり、これまでの毛利先生がしておられた、そういったもろもろの研修、学会での研修とか、そういうものについてはぜひお願いをしていきたいというようなこと、さらに、漢方医の通じましていろいろと勉強もされておられるというようなことの報告もありまして、今後そこらあたりを含めまして担当課のほうでは先生と詰めを図っていききたいと、こういうお話の内容でございました。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第3号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第3号は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） ここでしばらく休憩をいたします。10分程度にいたします。

(午後2時34分休憩)

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 2 時43分開議）

○議長（玉利道満君） 日程第13、議案第 4 号 平成25年度始良市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

○議長（玉利道満君） 市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第 4 号 平成25年度始良市後期高齢者医療特別会計予算について、市民福祉常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

当委員会では、3月7日、8日に委員会を開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。

後期高齢者医療特別会計予算は、長寿医療として75歳以上を対象に疾病、負傷について医療給付を行うもので、県内各市町村からの負担金で組織された鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携して事務を進めており、市町村の事務は被保険者の確認、高額療養費申請事務、保険料の収納事務、保健事業を担当しています。

なお、平成25年度からの新規事業として、保健予防の観点から、長寿健診要医療者訪問指導、元気高齢者訪問指導に取り組みますが、それらの事業に必要な経費の計上です。

主な質疑は、次のとおりです。

質疑、平成25年度新規事業の長寿健診要医療者訪問指導と元気高齢者訪問指導について説明を求めらる。

答弁、長寿健診要医療者訪問事業は、受診の結果、要医療と判定された方を対象に、保健師等が医療機関受診勧奨や療養生活の訪問指導を行う事業です。元気高齢者訪問指導は、医療機関の無受診者で長寿健診未受診者の方への受診勧奨及び生活実態調査を行い、高齢者の健康づくりに資することを目的としています。

質疑、保険料の普通徴収者の徴収率と短期証交付者の滞納実態はどうなっているか。

答弁、平成24年度の徴収率は、現時点で約80.2%です。短期証交付者の滞納実態ですが、滞納者は22名で滞納額243万500円、一番多い方で50万円程度です。この方々の中には、生活困窮者も4人ほどいますが、短期保険証の切りかえなどの中で納税相談を行い、実態を把握しながら徴収に努めています。

質疑を終結し、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、年金額が18万円以下の方からも年間四、五千円保険料を取っているということ、また滞納関係については、滞納者22人、滞納額243万500円あって、最高の方が50万数千円の滞納があるというようなこと、生活困窮者も4人いるということですので、高齢者いじめのこの制度自体を廃止すべきだという点で反対とします。

以上のような討論の後採決に入り、採決の結果、議案第 4 号 平成25年度始良市後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（田口幸一君） 短期証交付者、滞納者は22名でと書いてありますが、短期保険者証が交付されている方々は病院、医療機関に行って診療ができるわけですが、この短期保険者もなくて、本人が、無保険者、これが委員会の中で、無保険者がいるのかどうか。短期保険者は22名となっていますが、無保険者というのがあれば、これは大変なことですが、全額、本人窓口払いということになる。委員会の中でそのような質疑、応答がありましたか。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） 今お尋ねのそのことについては出ておりません。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。まず、原案に反対者の意見を許します。

○23番（里山和子君） 議案第4号 平成25年度始良市後期高齢者医療特別会計予算について反対討論をいたします。

市民福祉委員会の討論でも述べましたように、年金額が18万円、月にすると1万5,000円以下の方々からも年間四、五千円の保険料を徴収しているという制度でございます。生活費も出ないような、小遣い程度の年金者にも保険料を課しておりますが、保険料を免除すべきだと思います。

1983年度までは老人医療費は無料でした。病院に入院しても1か所に落ち着けるのではなくて、たらい回しにされ、しまいには、もう自宅に帰される方々もいらっしゃいます。自宅で見える人がおればいいんですけども、大変な問題です。自宅のない人もあり、借家などにいらっしゃる方で、生活困窮者などで、帰るところにも迷う方もあるというようなことなどもテレビでも報道されておりました。

医療費が上がりますと保険料にはね返りまして、年々保険料は高くなっていくという制度です。75歳以上の高齢者のみの保険になりますので、歳をとりますと、どんどん病氣もしますので、医療費はどんどん上がりまして、保険料もそれに応じて上がっていく仕組みになっておりまして、大変むごい制度だと思います。

このように、高齢者を差別して苦しめる後期高齢者医療保険制度は直ちに廃止すべきという観点から、反対討論といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第4号は委員

長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第4号は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第14、議案第5号 平成25年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定予算を議題とします。

○議長（玉利道満君） 市民福祉常任院長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第5号 平成25年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定予算について、市民福祉常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

当委員会では3月8日に委員会を開会し、関係職員の出席を求め詳細に審査しました。

介護保険特別会計保険事業勘定予算は、要支援者及び要介護者が日常生活を営むために必要な介護保険給付費と要支援及び要介護状態になるおそれのある2次予防事業対象者並びに一般高齢者を対象とした地域支援事業及び認定調査に必要な経費の計上です。前年度と比較すると3億8,261万3,000円増の57億1,545万6,000円を計上していますが、これは保険給付費、要介護1から要介護5の認定者が利用する介護サービス給付費3億8,540万円の増額が主な要因です。

これに必要な財源として、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、保険料、繰入金等を計上します。

主な質疑は次のとおりです。

質疑、24年度から介護サービスの時間が1時間から45分に短縮されたことで、報酬の減、サービスも減少になったと言われているが、始良市ではどのような影響があったのか。答弁、訪問介護の基準的な報酬単価が時間短縮によって抑制されましたが、ケアマネジャーがケアプランを立てる際に、これまでの週2回を週3回にするなどサービス内容等を調整しますので、ほとんど影響はないと考えています。また、これに関して利用者からの苦情等は1件も聞いていません。そのようなことで解釈されれば、そう悪い影響ではなかったと思っています。

質疑、特別養護老人ホームへの入所待機者が多いと思うが、解消の見通しはあるのか。答弁、平成24年度から26年度までの第5期事業計画の中で、26年度中までに特別養護老人ホーム35床の増床を見込んでいます。27年度からの計画については25年度に実態調査を行う予定としており、市民の皆様の声を反映、集約し、計画に盛り込んでいく予定です。特別養護老人ホームについては県の許認可になります。入所者がふえると介護保険料が上がる場合もありますので、できるだけ少ない上げ幅で、入所者枠をふやすことができるように努力していきたいと考えています。

以上のような質疑の後、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、介護保険では介護サービスが、昨年から、1時間から45分に短縮された。当局の説明ではそんなに影響はないということであったが、「ヘルパーと話をする機会が減り、一人のときには気分が沈み鬱病に悪化した」あるいは「洗濯物を取り込むとき転倒して頭を打ち、CT検査を行った」なども例として出されている。負担があるので回数をふやすことにはつながらなかったかもしれないが、いろいろ不自由をしている点が出てきていることと、始良市では特老の待機者は368人、在宅で

は52人の方が施設に入っているが、特老に入所を希望をしている方がいる。これは、国の補助率が全体の半分あったものが4分の1になったために、施設をふやすと保険料が上がる仕組みになっているからであり、国に大きな問題がある。国の補助率をもとに戻し、国がもっと特別養護老人ホームを積極的につくり待機者の解消を図るべきであることから反対とします。

以上のような討論の後、採決に入り、採決の結果、議案第5号 平成25年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定予算は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（田口幸一君） 54ページが一番下の答弁のところ、26年度中までに特別養護老人ホーム35床の増床を見込んでいますと。この35床の増床ですけど、委員会で、委員または委員長は、執行部に対して聞き取りをされたのですか、そのことをお知らせください。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） この第5期事業計画の中で、26年度までですけれども、その中で35床の増床ということで、これは見込んであるということですが、この35床のいわゆるふえる、中身についての審議ですね、そのことについては別に話題になっておりませんでした。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありますか。

○29番（森川和美君） 一つお尋ねいたしますが、54ページの最初の質疑にケアマネジャーという言葉が出ておるんですが、このケアマネジャーのケアプラン次第で利用者の状態に大きな影響が生じると感じておるんですが、このケアマネジャーは各医療機関におられるケアマネジャーと市のほうでのケアマネがいらっしゃるとおもうんですが、医療機関は医療機関で独自のそれぞれの方針にしたがって、研修あるいはご指導、協議がなされておるんですけれども、役所サイドで全体のケアマネージに対しての指導あるいは要望、そのような形の部分はどのような状態になっているか、それらのことについて協議があったのかどうか、お知らせください。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） ケアマネジャーの件でございますが、市のほうで雇っているケアマネジャー、それと各病院等勤務ですね、施設におられるケアマネジャー、両方おられるわけですが、そこあたりは要請が、申請書が出された場合においては、それぞれ対応が違うと思います。一般の民間から上がってきたもの、そこあたりもございますが、担当のほうでそこあたりはよく精査をし、突き合わせ、突合しながらやっているというような状況でございますが、今、言われました、そのケアマネジャーの専門的な中身のことについては、委員会の中では突っ込んだ審議はしておりません。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。

○24番（堀 広子君） 議案第5号 平成25年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定予算について、反対の討論を行います。

昨年4月に介護保険法の改正、介護報酬の改定が行われました。利用者と家族の生活がますます不便に、そして不自由になってきております。

一方、ケアマネジャーやヘルパーは苦情の矢面に立たされていると言われております。

また、報酬改定は、高齢者の生活の実態を無視し、給付抑制だけを目的としていることが明らかになってきております。

先ほどの委員長の報告によりますと、国の報酬改定で影響が出るために工夫されているようでございますが、全労連が行いました介護労働者を対象にしたヘルパーのアンケートの結果によりますと、「介護サービスの利用時間が60分から45分に短縮されて、利用者はサービスの内容を制限するようになった」と、こう回答した人が63.3%になっております。また、「訪問時間が減った」と答えた人が57.4%、そして、「利用者とは話をする時間がとれなくなった」というのが74%もあるようです。このことはコミュニケーション労働という介護の本質に、これは本当に逆行するものだと思うところであります。利用者は、このように命と暮らしを守る命綱とも言える生活援助の短縮で、生活の後退が生じているということです。

また、事業所は、収益が減って事業の継続が困難なところも出てきております。また、訪問時間の短縮で、業務の過密化や給与の減少などで、ヘルパーの労働条件にも影響が出てきております。

また、特別養護老人ホームの入所待機者が368人、在宅では52人の方が入所を待っている状況であります。介護保険法では、施設をふやすと保険料が上がる、こういう仕組みになっております。施設をふやすためには、国の補助率をもとに戻すことです。待機者をなくすため、国が積極的に特別養護老人ホームをつくる方向で補助をすべきでございますが、昨今、国は特別養護老人ホームに補助金を出さないような方向に進んでいるようでございます。

介護保険は、いつでも、どこでも、必要なだけ、お金の心配なく利用できる制度であるべきです。そのためには、利用を制限する仕組みを変えること、利用料にはね返らない方法での介護報酬の引き上げ。また、ケアマネジャーの裁量でサービスの利用ができる仕組み、サービスの基盤整備、国庫負担の引き上げなどが必要になってまいります。

以上、申し述べて討論といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第5号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。

議案第5号は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第15、議案第6号 平成25年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業
勘定予算を議題といたします。

○議長（玉利道満君） 市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第6号 平成25年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘
定予算について、市民福祉常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

当委員会では3月8日に委員会を開会し、関係職員の出席を求め詳細に審査しました。

介護保険特別会計介護サービス事業勘定は、介護保険法に基づく要支援1及び要支援2と認定され
た高齢者への介護予防サービス計画を始良市地域包括支援センターにおいて作成するために必要な経
費の計上です。前年度と比較すると93万円増の6,470万円を計上していますが、これは要支援1及び要
支援2の認定者継続分の介護予防ケアプラン作成委託料362万9,000円の増額が主な要因です。

これに必要な財源として、サービス収入、繰入金及び諸収入を計上しています。

特に報告するような質疑、討論もなく、採決の結果、議案第6号 平成25年度始良市介護保険特別
会計介護サービス事業勘定予算は出席委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第6号は委員
長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第6号は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第16、議案第7号 平成25年度始良市簡易水道施設事業特別会計予算を議
題とします。

○議長（玉利道満君） 建設水道委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 登壇

ただいま議題となりました議案第7号 平成25年度始良市簡易水道施設事業特別会計予算について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は全委員出席のもと、3月6日、7日、8日、21日の4日間開催し、関係職員の出席を求め審査いたしました。

簡易水道施設事業は、6地区の簡易水道事業及び始良5地区の飲料水供給施設の適正な維持管理を行っています。平成25年度は特に施設の維持管理に要する経費のほか、安定した水源を確保し、安全な飲料水の供給を図るため、漆地区簡易水道の漆下井戸しゅんせつ業務委託を予算計上しています。

歳出の増額の主なものは施設管理費の需用費が269万6,000円の増額、委託料が277万8,000円の増額、使用料及び賃借料が287万6,000円の増額です。

また、減額は、施設設置費3,047万円の減額です。

飲料水供給施設管理事業は55万1,000円の増額及び償還元金、利子の79万2,000円の増額です。歳入は水道事業使用料2,850万7,000円のほか、起債償還等に充当するため、一般会計繰入金9,212万9,000円を繰入れます。この9,212万9,000円は衛生・保健衛生費からの繰出金であり、簡易水道施設事業費に歳入として繰入れます。

歳入歳出予算総額は1億2,074万4,000円で、昨年度と比較して2,060万4,000円の減額です。

償還金については、平成25年度以降残金は、元金約8億1,000万円、利子1億3,700万円です。

次に、主なる質疑について申し上げます。

質疑、簡易水道施設管理費、漆下井戸しゅんせつ業務委託280万円の内容を示せ。答弁、平成13年10月に、水位が地盤線より26.5mのところを確認されていましたが、平成24年9月に調査したところ、地盤線より53m下がっていることが判明したため、回復を図るための管の清掃を行うものです。

質疑、簡易水道施設設置費、簡易水道施設整備事業の電気計装システム設計委託料178万円の詳細を示せ。答弁、配水池からどのくらい水が出ている、ポンプは何tくみ上げているのかなどの有量関係と、施設のポンプの作動状況の情報が全て船津の浄水場に集まってくるのが電気計装システムです。加治木と蒲生地区は合併前に整備していますので、今回、始良船津浄水場に設置するものです。

以上で、質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第7号 平成25年度始良市簡易水道施設事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。

議案第7号は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第17、議案第8号 平成25年度始良市農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

○議長（玉利道満君） 建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第8号 平成25年度始良市農業集落排水事業特別会計予算について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は全委員出席のもと、3月6日、7日、8日、21日の4日間開催し、関係職員の出席を求め審査いたしました。

歳出は、一般管理費に施設点検業務委託料など施設の維持、管理経費として1,948万9,000円を計上しているほか、公債費に本年度分の償還元金2,686万6,000円及び償還利子999万2,000円の計上と予備費として50万円を計上しています。一般管理費は、管理事業費光熱水費、修繕料など需用費の187万1,000円の増額、委託料162万2,000円の減額、また、公債費の元金、利子については同額など、合わせて17万2,000円の増額です。

歳入は、下水道使用料1,397万3,000円のほか、起債の償還等に充当するため、一般会計より4,286万9,000円を繰入れます。

歳入歳出予算総額は5,684万7,000円であり、対前年度と比較し17万2,000円の増額です。

次に、主なる質疑について申し上げます。質疑、一般管理費、農業集落排水処理施設管理事業の修繕料650万円のうち、曝気攪拌機取りかえ494万5,500円は何回目の取りかえか、その取りかえの基準はあるのか。また、シーケンサー取りかえ94万5,000円とあるが、シーケンサーとは何か。答弁、曝気攪拌機の取りかえは初めてで、ほかのものもあわせての修繕です。修繕の時期については耐用年数等を勘案しながら、また、処理施設技術点検業務を委託している専門業者の意見等を参考にしながら修繕の時期等を図っています。また、シーケンサーとは、処理場の全てのものを動かしている心臓部で、この機械は1時間に何分動くという指令をするプログラムが入ったものです。故障すると、処理場が機能なくなり、設置して10年たっているので機械を取りかえるものです。

質疑、歳入の農業集落排水処理施設使用料は世帯の人数によって異なっているが、人数の移動の把握はいつ行うのか。答弁、毎月市民課から通知される住民移動届で把握しています。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第8号 平成25年度始良市農業集落排水事業特別会計予算については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第8号は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第18、議案第9号 平成25年度始良市地域下水処理事業特別会計予算を議題とします。

○議長（玉利道満君） 建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 登壇

ただいま議題となりました議案第9号 平成25年度始良市地域下水処理事業特別会計予算について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は全委員出席のもと、3月6日、7日、8日、21日の4日間開催し、関係職員の出席を求め審査いたしました。

地域下水処理事業は、加治木町新生町の処理施設及び始良ニュータウン処理施設の維持管理にかかる予算の計上です。

なお、平成24年度は始良ニュータウン処理施設の移管に伴い、始良ニュータウン管理組合が保有していた基金1億5,955万円を寄付金として市が受け入れましたので予算額が膨らんでおりましたが、平成25年度からは通常ベースでの予算計上となっています。

まず、歳出は、新生町処理施設及び始良ニュータウン処理施設の維持、管理に要する経費等として、一般管理費に5,782万2,000円を計上しています。また、基金積立金として、基金利子相当分の10万円を、予備費として100万円をそれぞれ計上しています。一般管理費は管理事業費の光熱水費、修繕料など需用費の603万1,000円の増額、役務費の49万6,000円の増額、委託料387万7,000円の減額など、合わせて290万円の増額、また基金積立事業費は1億6,245万円の減額です。

歳入は、下水施設使用料5,881万8,000円のほか、基金利子10万円などを計上を計上しています。

歳入歳出予算総額は5,892万2,000円です。

また、平成23年度末現在の基金残高は1億3,179万9,902円です。

次に、主なる質疑について申し上げます。

質疑、排水管の材質は何か。また、耐用年数は何年ぐらいか。答弁、管渠は硬質塩化ビニール卵型

管を使用しています。耐用年数は70年です。

質疑、管渠の内部にこびりついた汚れを除去すべき対策は行っているか。また、行っていないければ調査はするのか。答弁、新生町については、5年で1巡するように洗管を行っています。始良ニュータウンは勾配がかなりあるので、管にそのようなことはないということを聞いておりますので調査は行っていないですが、今後、調査を行い、必要があれば洗管等の対策をとっていきます。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論がなく、採決の結果、議案第9号 平成25年度始良市地域下水処理事業特別会計予算については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○27番（吉村賢一君） 一つお伺いします。

まず、24年度、基金1億5,955万円を寄付金として始良ニュータウン団地管理組合から市が受け入れましたとありますが、その段落の一番後で、23年度現在の基金残高は1億3,179万9,902円ということですが、これは累計して行って、また基金はふえたというふうにお話があったのでしょうか。どういうふうな経過でこの基金が増減しているかわかったら教えてください。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） この基金残高は一般会計に入れましたというふうにご説明したわけですが、その後、23年度末現在の基金残高はということでやはりそのような取り扱いの中での基金の取り扱いということでやっております。寄付金として市は受け入れましたけど、予算が膨らんでおりました。だけど、今回の場合は、その予算は入れておりませんというような方向での取り扱いでございます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第9号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第9号は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第19、議案第10号 平成25年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計予算を議題とします。

○議長（玉利道満君） 産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第10号 平成25年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計予算について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会を平成25年3月6日、8日、21日に開催し、委員全員出席のもと、農林水産部長以下、担当職員に出席を求め審査いたしました。

平成25年度の予算の歳入歳出の総額は、それぞれ204万円です。

歳出の主なものは総務管理費で農林労働者災害共済運営審査委員9名分の報酬と費用弁償、災害共済補償費に災害補償事業187万4,000円が計上されています。内訳は医療共済見舞金80万円、休業共済見舞金72万円、障害共済見舞金35万2,000円、遺族共済見舞金と葬祭費は、それぞれ1,000円の課目設定になっています。

歳入の主なものは、災害共済掛金123万6,000円と一般会計繰入金80万円です。加入者数は24年度実績をベースに、加治木地区で337戸540人、始良地区で238戸367人、蒲生地区で205戸312人を見込んでいます。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、共済掛金の加入戸数の推移を示せ。答弁、加治木地区が345戸から337戸に、前年度比98%、始良地区が195戸から238戸に、前年度比122%、蒲生地区が179戸から205戸に、前年度比115%となります。加治木地区が減少しているのは、もともと加入されている方は、ほぼ加入していただいているため、加入者の高齢化などにより、若干減少したと思います。

質疑、全農業者に対する共済掛金の加入者人数の割合を示せ。答弁、加入者が780戸ですが、全体の約20%となります。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第10号 平成25年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計予算については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。

議案第10号は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第20、議案第11号 平成25年度始良市土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

○議長（玉利道満君） 建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 登壇

ただいま議題となりました議案第11号 平成25年度始良市土地区画整理事業特別会計予算について審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は、全委員出席のもと3月6日、7日、8日、21日の4日間開催し、関係職員の出席を求め、審査いたしました。

土地区画整理事業特別会計は、帖佐第一地区土地区画整理事業に要する土地区画整理費及び清算金費の計上です。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,000円です。

次に、主なる質疑について申し上げます。

質疑、換地処分後の残った保留地を普通財産へ所管がえしたが、区画整理課として、これから売却するにあたって、どのようなかわり方をするのか。答弁、平成23年10月に換地処分が終了し、財政課へ普通財産として引き継ぎましたが、当分の間は、現場の相談窓口として区画整理課が対応し、契約については、財政課で作業を進めていきます。

質疑、保留地を普通財産へ所管がえした筆数と面積を示せ。答弁、保留地全体が281筆、約3万2,000m²、そのうち、売却処分をしたものが213筆の約1万6,600m²で、残り68筆、約1万5,400m²を所管がえしました。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。

討論はなく、採決の結果、議案第11号 平成25年度始良市土地区画整理事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（田口幸一君） 質疑、答弁が2つありますが、2つ目の答弁のところで売却処分をしたものが213筆の約1万6,600m²で、残り68筆で約1万5,400m²を所管がえしたというふうになっておりますが、これは財政課のほうに普通財産としてなったということですが、区画整理事業でやった場合は不動産鑑定士とか、それから、国庫補助の関係で自由に価格設定することができなかったかと思いません。

ですから、今度普通財産になれば、この価格の設定については今までと違って値段を下げるということができないんじゃないかと思いますが、その辺のところを委員会で議論に恐らくなっていると思うんですが、その辺のところをお知らせ下さい。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 確かに、保留地の財産処分のところではそういうような財産の普通財産への切り替えということで出ておるわけですが、この保留地の全体の価格の設定については変更しません。ていうのが、やはり公的などのやり方で通していくということの説明でございました。価格設定の件につきましては議論がされておられません。

[「了解」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第11号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第21、議案第12号 平成25年度始良市水道事業会計予算を議題とします。

建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 登壇

ただいま議題となりました議案第12号 平成25年度始良市水道事業会計予算について審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は、全委員出席のもと3月6日、7日、8日、21日の4日間開催し、関係職員の出席を求め、現地調査を含めて調査いたしました。

水道事業は、効率的な水道事業を行うために事業予定量を、給水戸数3万3,500戸、年間総給水量768万5,800m³、1日平均2万1,057m³を見込み、事業に要する経費と施設の整備・更新に要する経費を計上しています。

収益的収入は、給水収益を中心に収入総額11億9,022万3,000円と見込んでいます。

支出は、水道事業の経営に必要な人件費、維持管理費等の経費10億1,889万8,000円を計上しています。

収益的収入は、消費税を含む利益が1億7,132万5,000円、消費税抜きの純利益が1億4,972万7,000円と見込んでいます。

昨年度との比較は3,380万2,000円の減額です。要因は、給水負担金等によるその他営業収益は152万9,000円増額しましたが、水道料金による給水収益が218万円の減額となっています。

次に、資本金収入は企業債の借入金1億円のほか、工事負担金及び繰入金など1億1,793万3,000

円です。

昨年度との比較は1億9,642万6,000円の減額です。減額の要因は、今年度事業の、山田川河川改修における県からの工事及び委託料の補償金約9,700万円の減額。また、企業債の元金償還金1億円の減額です。

支出は、市道の菅原線、新町・港町線、県道蒲蒲生線等の配水管布設及び布設がえ工事の合わせて21路線の工事、蒲生地区中迫配水池築造に伴う附帯工事、船津浄水場汚泥濃縮施設設置工事、重富浄水場築造工事実施設計委託及び企業債償還金など7億5,880万5,000円を計上しています。

なお、6億4,087万2,000円の収入不足は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金並びに減債積立金などで補填します。

次に、主なる質疑について申し上げます。

質疑、収益的支出の中で、新企業会計システムとあるが、どのようなシステムか。答弁、会計方式は従来通りの企業簿記会計ですが、公営企業の新制度が平成26年度から改正されることに伴い、それに対応するための新企業会計システムです。内容は固定資産の管理とか、そういった関係でこれまでの減価償却の方法が変更するものに対応するものです。

質疑、現在、蒲生で整備している中迫配水池の下は住宅地であるが、保険等には加入しているのか。答弁、日本水道協会に加盟して、現在のところ配水管520kmに対しては水道賠償責任保険に加入しています。施設の保険もありますので、今後検討してまいります。

質疑、休日夜間修繕を始良、加治木、蒲生の各地区の管工事組合へ委託しているが、予算計上の積算を示せ。答弁、休日夜間修繕は早急かつ適切な漏水修繕が必要であるため、24時間体制の始良地区が16社、加治木地区が13社、蒲生地区が7社への水道施設維持・管理業務の委託を行っています。委託料は、20時から翌日8時まで365日間待機ということです。県の最低賃金654円を乗じて積算します。

質疑、加治木地区の地質調査、直径86mm、250mの土壌分析、電気検層、水質検査1,100万円の委託料の目的は何か。

答弁、加治木地区の木田の水質が悪化しているため、新たに水源を求めるためのものです。

質疑、備消耗品費の防災備蓄用給水袋105万円の計上で10Lとあるが、どのような袋か。答弁、1世帯3人で、1人当たり3Lを基準に、1世帯10Lとし、持ち運びやすいように背負い式になっています。

質疑、蒲生地区は有収率が悪い。資本的支出、工事請負費の総排水管布設工事1億6,123万8,000円とあるが、布設がえを行って有収率は上がるのか。答弁、蒲生地区の有収率は平成23年度で70%台だったのが、平成23年度12月の漏水調査で漏水箇所が判明して修繕を行った結果、平成24年度の上半期で89.2%まで上がっています。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第12号 平成25年度始良市水道事業会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○23番（里山和子君） 1点だけですけれども、この新企業会計システムというのが出てきてるんで

すけれども、減価償却の方法が変更するものに対応するものだという事なんだそうですけれども、簡単に、この減価償却の方法がどのように変更するのでしょうか。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 減価償却のことにつきましては表面の減価償却のこの方法だけということだけで、内容的にどういうことになるということはお聞きしておりません。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（田口幸一君） 簡単な質疑を3点ほどいたします。

まず1点目、65ページの上から収益的収入はなっておりますが、消費税を含む利益が1億7,132万5,000円、次に消費税抜きの純利益が1億4,972万7,000円と見込んでおります。質疑したいのは、こういう消費税抜きの純利益が出るという見込みが出ているわけですから、健全で安定経営がなされていると私は認識いたします。そこで、委員会の中で、この水道料金の値下げの件は議論にならなかったのですか。これが、なっているのかなっていないのかわかりませんが、それを。

それから2点目です。ちょうどこの下から5行目、蒲生地区中迫配水池築造に伴う附帯工事、これが全部完成いたしますと蒲生地区の上久徳とか、下久徳とか、蒲生の北地区とか、そのあたり一帯に浄水が配水になると私は考えておりますが、このことについて委員会でもどのような議論が行われたか。行われておればその模様をお知らせください。

3点目。最後ですから、じゃあ書きとめてください。その下の行、重富浄水場築造工事实設計委託となっておりますが、これが、重富の浄水場が築造されると重富地区の人たちは非常に助かると思います。そこで、委員会の中で、この重富浄水場から重富地区はおろか、私、池島地区ですからその辺まで配水になるのかどうか。それが、委員会の中で議論があったのか、執行部の説明とか議員の皆様方が質疑応答をされて、その辺のところは議論になったのかどうか。

その3点をお尋ねいたします。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） まずは水道料金の値下げの問題ですが、これは議論になりませんでした。

2番目は中迫配水池の件ですが、これも今築造の状況でございますので、全体的な量からということで説明的なものはありませんでした。

もう一つ、最後に重富浄水場築造工事委託の件ですが、この件につきましてもはっきりしたあれはありませんでした。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第12号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第22、請願第1号 始良市西餅田の市道237号線（楠元中通り線）の排水対策を求める請願書を議題とします。

○議長（玉利道満君） 建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 登 壇

ただいま議題となりました請願第1号 始良市西餅田の市道237号線（楠元中通り線）の排水対策を求める請願書について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は、全委員出席のもと3月6日、7日、8日、21日の4日間開催し、3月8日には現地調査を行い、審査いたしました。

はじめに、委員会を協議会に切りかえて、請願者である楠元自治会長の小倉章氏と副自治会長の黒江英博氏、紹介議員である安田久議員に出席を求め、請願の趣旨等を聴取し、その後質疑を行いました。

請願の趣旨等は次のとおりです。

現在、側溝は、片側に設置された30cm、30cmの蓋かぶりのトラフで対応しています。側溝をつくった当時は住宅も少なく、家庭での排水や雨水等はこれまで十分でしたが、その後、多くの住宅が建ち並び、あわせて合併浄化槽の普及で大量の生活排水が側溝に流されることの原因から、当時設置したものは対応できなくなっています。

雨が少しでも多く降る日は道路が冠水し、車で帰宅された方は、雨が静まるのを待って、水位が下がってからでないと家には入れないという状況です。梅雨時期や雨の多い日は日常生活に大変支障を来しています。

役場には、平成15年、排水対策の要望書を提出し、その後、平成23年6月にも、再度、役所に出向いていますが、現在まで前向きな回答が得られないままです。

次に、報告するような質疑はございませんでしたが、委員から平成15年に排水対策の要望書を役場に提出されて10年が経過する。これまで対応できなかった理由は、たくさんの要望、陳情、請願が役場に多く出され、予算等の問題もあるなど、多々理由はあったであろうが、請願者から話を聞く中では、住民の声が直接行政に届くシステムの中でできることだと思う。台風等の暴風雨ならまだしも、少し多く降った雨で道路が冠水し、日常生活に支障を来すのは問題である。市当局は早急な排水対策を講ずべきとの意見が出され、全員賛同いたしました。

次に、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、請願第1号 始良市西餅田の市道237号線（楠

元中通り線)の排水対策を求める請願書については、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長(玉利道満君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(玉利道満君) 質疑なしと認めます。

○議長(玉利道満君) これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(玉利道満君) 討論なしと認めます。

○議長(玉利道満君) これから採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択です。請願第1号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(玉利道満君) 起立全員です。請願第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長(玉利道満君) 日程第23、陳情第1号 始良市山田地域下名地区の排水対策に関する陳情書を議題とします。

○議長(玉利道満君) 2月15日の議会運営委員会以降、本日まで受理した陳情は、お手元に配付しました陳情第1号写しのとおりです。建設水道常任委員会に付託しましたので報告します。

○議長(玉利道満君) 日程第24、常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)の調査の件を議題とします。

○議長(玉利道満君) 各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました「継続審査・調査事件一覧表」のとおり申し出がありました。

○議長(玉利道満君) お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(玉利道満君) 異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長(玉利道満君) 日程第25、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました「継続審査・調査事件一覧表」のとおり申し出がありました。

○議長（玉利道満君） お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第26、議員の派遣についてを議題とします。

○議長（玉利道満君） 議員の派遣については、会議規則第167条第2項の規定により、議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書をお手元に配付しております。

○議長（玉利道満君） お諮りします。議員研修会等の派遣については、行事計画書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長（玉利道満君） お諮りします。本会議の案件中、字句等の軽微な整理を要するもの、行事計画の変更等については、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、字句等の軽微な整理、行事計画の変更等は議長に委任することに決定しました。

○議長（玉利道満君） これで、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議を閉じ、平成25年第1回始良市議会定例会を閉会します。

(午後4時00分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

始良市議会議長

始良市議会議員

始良市議会議員